



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	沈約『宋書』の史論（四）
Author(s)	川合, 安
Citation	北海道大學文學部紀要, 44(1), 1-65
Issue Date	1995-08-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33651
Type	departmental bulletin paper
File Information	44(1)_PR1-65.pdf



沈約『宋書』の史論(四)

川 合 安

はじめに

本稿では、前稿「沈約『宋書』の史論(三)」『北大文学部紀要』四三—一、一九九四」につづけて卷八一以降、卷九九までの史論の訳注を行う。本稿をもって、この基礎的な作業は一応完結する。本訳注を進める過程で、「沈約『宋書』の華夷意識」(『東北大学東洋史論集』六、一九九五)および「沈約の地方政治改革論」(『中国中世史研究統編』京都大学学術出版会、一九九五)を公表しているので、併せて参照されたい。

四六、卷八一劉秀之・顧璠・顧覲之伝「史臣曰」の条

孝建啓基、西楚放命、難連淮濟、勢盛江服。朱脩之著節漢南、劉秀之推鋒萬里、並誠載艱一、忠惟帝念。而踰峴

沈約『宋書』の史論（四）

之鋒、戰有獨克、出碇之師、舟無隻反、雖霜霰並時、而計功則異也。及定終之命、等數相懸、蓋由義結蕃朝、故恩有厚薄。雖故舊不遺、聞之前訓、隆名爽實、亦無取焉。

孝武帝が即位するや、荊州刺史の南郡王義宣と江州刺史の臧質とが帝の命令にさからい、反乱は予州（魯爽）や兗州（徐遺宝）にも波及し、長江一帯に勢力が盛んであった。朱脩之は雍州で忠節をあらわし、益州の劉秀之は遠くから義軍を派遣し、ともに忠誠をつくして苦勞し、ひたすら孝武帝に忠義であった。しかしながら、歴陽の小岨をこえた（沈慶之の）軍が一方的勝利をおさめたというのに、三峡を出て長江を下った益州の義軍は、一隻の舟もかえることのない大敗を喫した。しもとあられとのように義軍を起こしたのは同時であったが、その功績となるとちがつてくる（劉秀之がおとる）。死亡時の追贈の命におよんで、（劉秀之と朱脩之と）二人の間で大きなへだたりができ、劉秀之がずっと上になっているのは、おそらく孝武帝在藩時代以来の主従関係によつて、恩の厚薄を生じたためであらう。ふるいつきあいを忘れないとは、昔の人の教えにいうことだが、爵号だけりっぱで実をとまわらないのも、無益である。

安田二郎氏が指摘するように、「何らとりたてて功績のない劉秀之をただ旧佐というだけで多大の優遇を与えたこと」を論じ、「専ら個人的私的關係を重視した政權構成の私党的性格と国政運営の私情性・恣意性を…暴露し糾弾を加えた」ものである。

注

(1) 「孝建」は孝武帝の年号。孝建元年(四五四)に、荊州刺史の南郡王義宣らが反乱をおこした。『宋書』卷六孝武帝紀、孝建元年二月庚午の条に、

予州刺史魯爽・車騎將軍江州刺史臧質・丞相荊州刺史南郡王義宣・兖州刺史徐遺宝等兵反。

とある。「放命」は、『漢書』卷八二傳喜伝に、「同心背畔、放命圯族。」とみえ、応劭の注に、「放棄教令、毀其族類。」という。

(2) 『南史』卷一六朱脩之伝に、

孝武初、累遷寧蛮校尉・雍州刺史、加都督。脩之政在寬簡、士庶悅附。及荊州刺史南郡王義宣反、檄脩之率兵。雍土時饑、脩之偽與之同、既而遣使陳情於孝武、孝武嘉之、以為荊州刺史、加都督。義宣乃聞脩之不同、更以魯秀為雍州刺史、擊襄陽。脩之命斷馬鞍山道、秀不得前乃退。脩之率衆向江陵、竺超已執義宣、脩之至、於獄殺之。

とある。『宋書』卷七六本伝もほぼ同文だが、この巻は『宋書』の原文ではないので、『南史』を引く。

(3) 本伝に、

南譙王義宣、荆州為逆、遣參軍王曜徵兵於秀之、秀之即日斬曜戒嚴。遣中兵參軍韋山松万人襲江陵、出峽。竺超民遣將席天生逆之、山松一戰、即梟其首。進至江陵、為魯秀所敗、山松見殺。

北大文学部紀要

とあり、益州の義軍は江陵まで進撃するものの、大敗を喫してしまふ。

(4) 『宋書』卷六孝武帝紀、孝建元年四月丙戌の条に、鎮軍將軍・南兖州刺史沈慶之、大破魯爽於歷陽之小岨、斬爽とある。

(5) 本巻劉秀之伝に、

(大明)八年卒、時年六十八。上甚痛惜之、詔曰、「可贈侍中・司空、持節・都督・刺史・校尉如故、并增封邑為千戶。諡為忠成公。」

とあり、『宋書』卷七六朱脩之伝に、

卒、贈侍中、特進如故。諡貞侯。

とある。『南史』朱脩之伝では、「卒、諡貞侯。」と記すのみ。忠成公と貞侯とを比べただけで、その格差は知られよう。なお、『建康實錄』卷一三によると、劉秀之は、大明八年正月に、朱脩之は、同年二月に没している。

(6) 劉秀之が孝武帝在藩時代の属佐であったことは、本伝に、世祖鎮襄陽、以為撫軍錄事參軍・襄陽令。

とみえ、確認できるのに対し、朱脩之が孝武帝在藩時代の属佐であったという記述はみられない。

(7) 『論語』泰伯に、

故旧不遺、則民不偷。

とある。

(8) 「南朝貴族制社会の变革と道德・倫理」(『東北大学文学部研

沈約『宋書』の史論（四）

究年報』三四、一九八五）三〇～三一頁。

四七、卷八二周朗・沈懷文伝「史臣曰」の条

昔婁敬戍卒、委輅而遷帝都、馮唐老賤、片詞以悟明主。素無王公卿士之貴、非有積譽取信之資、徒以一言合旨、仰感萬乘。自此山壑草萊之人、布衣韋帶之士、莫不踵關縣書、煙霏霧集。自漢至魏、此風未爽。暨于晉氏、浮僞成俗、人懷獨善、仕貴遺務。降及宋祖、思反前失、雖革薄捐華、抑揚名教、而關聰之路未啓、采言之制不弘。至於賤隸卑臣、義合朝算、徒以事非己出、知允莫從。昔之開之若彼、今之塞之若此、非爲徐樂・嚴安、偏富漢世、東方・主父、獨闕宋時、蓋由用與不用也。徒置乞言之旨、空下不諱之令、慕古飾情、義非側席、文士因斯、各存炫藻。周朗辯博之言、多切治要、而意在摘詞、文實忤主。文詞之爲累、一至此乎。

むかし婁敬は、辺境防備の兵卒であつたが、ひいてきた車をすてて（劉邦に）進言し、帝都を洛陽から長安に遷させた。^①馮唐は、年老い地位も低かつたが、その一言で明主文帝をさとらせた。^②かれらはもともと王公卿士という貴い身分もなく、名譽や信頼をえるような実績もあるわけではないのに、ただその一言が皇帝の意にかない、皇帝を感動させた。これ以来、在野の人士は、朝廷にきて上書しようとして、大勢あつまらないことがなかつた。漢から魏になつても、この風にかわりはなかつた。晋代になると、實質もないのにうわべばかり飾ることが風潮となり、人は自分だけ正しく生きようと思ひ、高官になつても政務を念頭におかなくなつた。劉宋の武帝の時代になつて、前の失敗を改めようと思ひ、輕薄華美な風潮を改革し、儒教^③の振興をはかつたが、賢者登用の道は開かれず、言論採用の制

度も広げられなかった。身分の低い臣下が朝廷の政治に有効な意見を出すようなことがあっても、(天子は)ただ自身自身^①の考えではないという理由で、有効とは知っていても従おうとはしない。むかし言論採用の道を開いていたことは前述のごとくで、いまそれをふさぐことかくのごとくである。徐業・嚴安のような者が漢代にだけたくさんいて、東方朔・主父偃^④のような人が宋代にだけいなかったわけではなく、おそらくそれを用いるか用いないかのちがいののである。実行の意志もないのに言論を求め、遠慮は無用との詔^⑤を下し、上古の聖政をしたう気持ちをよそおうのは、賢者登用の趣旨^⑥とは別物で、文士はこのことによつて、それぞれ自分の才能をかざつてうりこみを図るようになった。周朗の博搜をつくした上言は、政治の要点にせまるものが多いけれども、その本意は文章をかざりたてることであつて、その文章はまことに孝武帝の心にさからう内容であつた。文章がわざわいとなること、実にこれほどなのである。

周朗は、孝武帝が百官に直言を求めた時に、上言したが、帝の怒りにふれ、自ら建平王宏(帝の弟)の中軍將軍府の録事參軍を辭職した。その後、太子中舍人をへて、廬陵内史となつた。郡の役所の裏の荒地には野獸が多く、母が獐を見たいといふので、周朗は火を放つて獐をしたが、その火が役所まで延焼した。周朗は秣米で役所を再建し、弁償した後に、病氣を理由に辭職したが、上級官庁たる州の糾弾を受けることとなつた。そこで、周朗は都にもどつて、帝に謝罪し、州の糾弾には不当な点が多いことを述べ、自分が郡に在任している時、虎が人を食う事件が三度発生したこと、虫や鼠により農作物に被害が出たこと、この二点で陛下にわびねばならない、といった。帝は顔色を変え、「州の糾弾の不当はあるかもしれない。しかし、虫や虎の災害は、おまえのような小物に関わるわけがない(天子の責任だ)。」といった。まもなく、周朗は、母の喪に服することとなつたが、慟哭以外には、一般の服喪の作法によらな

沈約『宋書』の史論(四)

かったので、帝は「喪に居りて礼無し」という理由で処罰させることにした。辺境の寧州に送ることとして、途中で殺害した。本伝に記載される経過の大略は以上のようなものである。本史論では、漢代には開かれていた言論採用の道が、劉宋代には開かれなかったことを述べ、その原因は言論を用いようとしなない皇帝の側にあることを論じるが、同時に晋代以来、高官を独占する名族たちの間に、政務や「名教」を軽視して、個人の精神的充足にはしる傾向の強まったことも指摘している。周朗の舌禍事件については、孝武帝の欺瞞的な言論採用策を指弾しつつ、周朗の言論自体にも、漢代の言論のような内実はなく、また、帝の怒りをまねいて当然という面のあったこともあわせて指摘している。

注

(1)『漢書』卷四三婁敬伝。

漢五年、戍隴西、過雒陽、高帝在焉。敬脱輓轡、見齊人虞將軍曰「臣願見上言便宜。」於是上曰「本言都秦地者婁敬、婁者劉也。」賜姓劉氏、拜為郎中、号曰奉春君。

(2)『漢書』卷五〇馮唐伝。

唐以孝著、為郎中署長、事文帝。帝輦過、問唐曰「父老何自為郎。家安在。」唐曰「主臣。陛下雖有廉頗・李牧、不能用也。」上怒、起入禁中。…當是時、匈奴新大入朝那、殺北地都尉卬。上以胡寇為意、乃卒復問唐曰「公何以言吾不能用頗・牧也。」唐对曰「…」文帝說。是日、令唐持節赦魏尚、復以為雲中守、而拜唐為車騎都尉、主中尉及郡國車士。

(3) 原文「名教」は、森三樹三郎氏によれば、「六朝以来用いられ

れた儒教の別名」で、「ひろく名称一般を尊重する教えと解するのが正確である。名教の語は『管子』山至數篇に初見するが、その後の用例は中断してみえず、西晋以後の六朝時代に入って盛んに用いられるようになった。この時代は老莊の無名の思想が流行し、その対立者として儒教を意識したところから儒教を名教とよぶにいたったのであろう。」という。日原利国編『中国思想辞典』(研文出版、一九八四)三九六―三九七頁。劉宋・武帝の儒教振興の詔は、『宋書』卷三武帝紀下永初三年正月乙丑の条にみえる。

(4)『漢書』卷六四上主父偃伝に、

以諸侯莫足游者。元光元年、乃西入關見衛將軍。衛將軍數言上、上不省。資用乏、留久、諸侯賓客多厭之、乃上書闕下。朝奏、暮召入見。所言九事、其八事為律令、一事諫伐

匈奴、曰……。是時、徐衆・嚴安亦俱上書言世務。書奏、上召見三人、謂曰「公皆安在。何相見之晚也。」乃拜優・衆・安皆為郎中。

とみえ、東方朔については『漢書』卷六五本伝にみえる。

(5) 『宋書』卷六孝武帝紀、元嘉三十年七月甲寅の条の詔に、
夫使群善畢舉、固非一才所識、況以寡德、屬衰薄之期、夙宵寅想、永懷待旦、王公卿士、凡有嘉謀善政、可以維風訓

俗、咸達乃誠、無或依隱。

とみえ、『資治通鑑』卷一二七同条には、
詔求直言。

とある。

(6) 原文「側席」の出典は、『說苑』尊賢。
楚有子玉得臣、文公為之側席而坐。

四八、卷八三宗越・吳喜・黃回伝「史臣曰」の条

夫豎人匹夫、濟其身業、非世亂莫由也。以亂世之情、用於治日、其得不亡、亦為幸矣。

いつたいに身分賤しい一介の男子が立身出世するには、世の中が乱れている場合でなければその方法がない。そのような乱世の時の（主従間の）感情を平和の時代にも用いたならば、滅亡しないでいられるだけでも幸いとせねばならぬ。

宗越は、南陽・葉の人。安田二郎氏の研究¹⁾によれば、劉宋初、「安北將軍・雍州刺史趙倫之が各地からの大量かつ雑多な流民の移住に対処すべく、府長史の范甌之に『氏族を條次してその高卑を辨（別）させる』と、この宗氏は南陽郡の『次門』から『役門』へと格下げされる憂目をこうむったというのである。宗氏がかかる格下げを強いられたの

は、華北各地から数多くの名族が移住してきていて、そのために生じた相対的な地位の低下に加えて経済的没落が事由ではなかったかと推測される。」要するに、宗越は「役門」⁽²⁾の出身なのであり、南陽郡の吏となつた。が、「後に宗越は『蛮』討伐に活躍して出世し、元嘉二四年に文帝に啓上して次門の地位を回復した。但しその際、冠軍県に移籍していて、世間の目が厳しかったことを推知させる。」⁽³⁾さらに、その後も軍人として活躍をつづけ、前廢帝の側近として勢力をふるう。前廢帝を殺害して即位した明帝のもとでも地位を保つが、信賴關係はなく、謀反の罪で獄死する。吳喜は、吳興・臨安の人。「初めて出身して領軍府の白衣吏と為」⁽⁴⁾つたというから、宗越同様、庶民(「役門」)出身とみられる。吳喜は事務能力によつて出世し、晋安王子勛の反乱の際に明帝側に立つて功績をたて、有力武將となるが、明帝に警戒され、結局死を賜る。

黃回は、「竟陵郡の軍人」すなわち兵戸の出身であり、臧質の齋師⁽¹⁾として劉劭討伐に従軍し、戦功をたてて「軍戸を免」ぜられた。晋安王子勛の反乱の際、明帝側にたつて活躍して出世し、後廢帝の時には有力武將となるが、順帝の時、実権を掌握した蕭道成に警戒されて処刑される。

以上、本巻に立伝される三人はいずれも庶民や兵戸から武勲によつて有力武將となつたが、結局、政權担当者の警戒をよびおこして滅亡の運命をたどつたのであり、本史論は、このことを簡潔に総括している。

注

(1)「晋宋革命と雍州(襄陽)の僑民」(『東洋史研究』四二一一、一九八三)一一六頁。

(2)「役門」は、越智重明氏によれば、「三丁に一丁、五丁に二丁を徴発される一般の庶民(下級庶民)」である三五門のこと
で、「次門」とは、「第一流の名家」である甲族「につぐもの

〔明〕である。同氏『魏晉南朝の貴族制』（研文出版、一九八二）二三四～二三五頁を参照。

（3）前掲安田論文の一三三頁註九。

（4）斎帥は、「主人の身辺を護衛する隊長」。宮川尚志「南北朝

の軍主・隊主・戍主等について」（『六朝史研究 政治・社会篇』一九五六所収）五七二頁を参照。劉劭は文帝の皇太子、文帝を殺害して即位するが、まもなく劉駿（孝武帝）らに滅ぼされる。臧質も劉劭討伐に参加した。

四九、卷八四鄧琬・袁顥・孔覲伝「史臣曰」の条

自江左以來、舉干戈以圖宗國、十有一焉、其能克振者、四而已矣。元皇外守虛器、政由王氏、蘇峻事雖暫申、旋受屠磔、桓玄宣武之子、運屬橫流、世祖仗順入討、民無異望。其餘皆漆類夷宗、作戒於後、何哉。夫勝敗之數、實由衆心、社廟尊嚴、民情所係、安以義動、猶或稱難、況長戟指闕、志在陵暴者乎。泰始交爭、逆順未辨、太宗身剝悖亂、事惟拯溺、國道屯諛、宜立長君、太祖之昭、義無不可。子助體自世祖、家運已絕、當璧之命、屬有所歸。曲直二塗、未知攸適。徒以據有神甸、擅資天府、宗稷之重、威臨四方、以中制外、故能式清區宇。夫帝王所居、目以衆大之號、名曰京師、其義趣遠有以也。

東晉以來、挙兵して中央政權奪取を企図することが、十一回あったが、勝利をえたものは四回だけである。東晋の元帝（三一七～三二三在位）は名目的に帝位についていたが、政權は王氏の手中にあった。^①蘇峻の乱（三二七～三二九）は、一時的に成功したものの、まもなく蘇峻は磔刑に処せられた。^②桓玄は桓温の子で、運よく天下の大乱にめぐりあった。^③劉宋の孝武帝は正義の旗をかがげて「元凶」劉劭を討伐したので、民に反発はなかった。そのほかは、みな首をはねられ、一族を処刑され、いましめを後世にのこすこととなったのは、なぜか。いったいに勝敗の命運は実

質的に輿論にかかっており、国家の尊嚴は民のこころの抛り所なのであって、正義の軍をおこしてさえ、なお困難ということもあるのに、まして武装して朝廷をめざし、その志が乱暴を働くことにあるものなどは、なおさら勝ち目がないのだ。晋安王子勛の乱は、どちらが反乱側なのかはつきりとせず、明帝はみずから反乱を平定し、危機を救おうとした。国家の危機には、成年の君主を立てるべきで、文帝の子(明帝)で、正当性において何の問題もなかった。子勛は、孝武帝の子(明帝の甥)で、家運はすでにつきており、天命は順序として帰するところが(明帝に)決まっていた。(当初)どちらが正当性を獲得するか、勝敗のゆくえはいまだわからなかった。ただ(明帝側は)首都建康の周囲を確保し、中央の豊富な財庫を占有し、中央の重みで四方を制圧したので、天下を平定できたのである。いったいに、帝王のいるところ、人口が多く大きいということで、京師と名付けるが、その意味は深遠である。

晋安王子勛の乱⁽¹⁾(四六五〜四六六)を、東晋以来の建康政府と対抗勢力との間の抗争史の中で考察し、勝敗の鍵は輿論の帰趨にかかるが、その輿論は建康政府に傾きがちであることに加え、財政的にも人口の多さでも、やはり建康政府が有利であるという結論に達している。

注

(1)「三二年正月、王敦は君側の奸、劉隗を討つとの名目で武昌に兵を挙げ、呉興武康の大豪族・沈充もこれに応じて兵を起こした。いわゆる王敦の乱の勃発である。その年の三月には王敦は首都建康を制圧し、以後、三二四年七月に死ぬ直前

まで、東晋政府を牛耳った。」川勝義雄『六朝貴族制社会の研究』(岩波書店、一九八二)第二部第四章「東晋貴族制の確立過程」二二四頁を参照。高須国臣「王敦の叛乱について」(愛知大学文学論叢)三六、一九六八)もある。

(2) 前掲川勝論文二三四〜二三五頁。

(3) 東晋末、孫恩の乱(三九九〜四〇二)に乗じて建康に進軍

年の条を参照。

し、四〇三年十二月に帝位につくが、四〇四年三月には劉裕によって建康を追われ、五月には追討軍によって討ちとられた。『宋書』卷一武帝紀上、『晋書』卷十安帝紀の元興二〜三

(4) 安田二郎「晋安王子勛の叛乱について」(『東洋史研究』二五―四、一九六七)を参照。

五〇、卷八五謝莊・王景文伝「史臣曰」の条

王景文弱年立譽、聲芳籍甚、榮貴之來、匪由勢至。若泰始之朝、身非外戚、與袁粲羣公方驂並路、傾覆之災、庶幾可免。庾元規之讓中書令、義在此乎。

王景文は若くして非常な名声を得、⁽¹⁾ 榮貴の地位をえたのも、外戚としての權勢のゆえではない。明帝政權において、彼が外戚でなかったら、袁粲ら群公と肩を並べ、死を賜ることも免れたであろう。東晋の庾亮が中書令を辭退したの⁽²⁾ も、その本意はここにあったのではないか。

王景文(名は或だが、明帝と同名なので字で記される)は、琅邪・臨沂の人で、劉宋の明帝の皇后の兄である。「風姿に美にして、言理を好み、少くして陳郡の謝莊と名を齊しくす。太祖(文帝)甚だ相い欽重し、故に太宗(明帝)のために景文の妹を娶り、景文の名を以て太宗と同じうす。」とある。明帝の泰始六年(四七〇)、中書令・散騎常侍・尚書左僕射・揚州刺史となり、翌年、中書監に進み、太子太傅を領した。泰豫元年(四七二)、明帝の病が重くなると、「使を遣わし藥を送り景文に死を賜」った。

王景文が外戚ゆえに招いた悲劇を論ずる。その悲劇は、経世済民の担い手たる「士」としての立場以上に、皇帝の家の問題に深く関わる特殊な地位に立たされる点に起因するという考えが示唆されている。

注

(1) 原文「籍甚」は、『漢書』卷四三陸賈伝にみえる。

賈以此游漢廷公卿間、名譽籍甚。(注)孟康曰、言狼籍甚盛。

(2) 東晋の明帝が即位(三二三)した時、皇后の兄庾亮は、中書監に任命されようとしたが、辞退した。安田二郎「八王の

乱をめぐる」(『名古屋大学東洋史研究報告』四、一九七六)に、外戚庾亮のあり方についての詳細な分析が行なわれている(七三頁以下)。

五一、卷八六殷孝祖・劉劭伝「史臣曰」の条

吳漢平蜀、城内流血霑踵、而其后無聞於漢。陸抗定西陵、步氏禍及嬰孩、而機・雲爲戮上國。劉劭克壽春、士民無遺芻委粒之歎、莫不扶老攜幼、歌唱而出重圍、美矣。

吳漢が蜀(公孫述)を平定したとき、成都城内は流血がくるぶしをぬらすほどであったが、吳漢の子孫で後漢代に有名になったものはいない^①。吳の陸抗が西陵を平定した時、步氏は嬰兒まで処刑されたが、陸抗の子の陸機・陸雲兄弟は、西晋代に殺害された^②。晋安王子勛の乱(四六五〜四六六)の際、劉劭は寿春の殷琰に勝利すると、寿春の士民はまぐさや食料を遺棄することなく、老人や子供を手助けし、歌をうたいながら包囲の外に出た^③。すばらしいことだ。

劉勔の降伏者に対する寛大な措置を賞賛している。因果応報の觀念に基づきながら、劉勔の子で、『宋書』執筆のころ、司州刺史、長兼侍中、冠軍將軍・司徒左長史等を歴任していた劉俊（『南齊書』卷三七）に対する配慮をも示すものと考えられる。

注

(1) 『後漢書』列伝三公孫述伝に、

（公孫述以兵属延岑，其夜死。明旦，岑降吳漢。乃夷述妻子，尽滅公孫氏，并族延岑。遂放兵大掠，焚述宫室。

とあり、吳漢が蜀に独立王朝（二五〇三六）をたてていた公孫述を滅ぼした時のことである。吳漢の子孫については、同書列伝八吳漢伝の附伝にみえる。

(2) 『吳志』卷一二陸抗伝に、

鳳凰元年，西陵督步闡拋城以叛，遣使降晋。…抗遂陷西陵城，誅夷闡族及其大將吏，自此以下，所請赦者数万口。

とあり、注に引く『機雲別伝』に、

機兄弟既江南之秀，亦著名諸夏，並以無罪夷滅，天下痛惜之。…初，抗之克步闡也，誅及嬰孩，識道者尤之曰、「後世必受其殃。」及機之誅，三族無遺。

とある。鳳凰元年（二七二）、陸抗が西陵督步闡の反乱を平定した時のことである。陸機・陸雲兄弟は、八王の乱の際（三〇三）に「夷三族」の刑に処せられた。

北大文学部紀要

(3) 本卷劉勔伝に、

及（殷）琰開門請降，勔約令三軍，不得妄動，城内士民，秋毫無所失，百姓感悅，咸曰來蘇。百姓生為立碑。

とあり、卷八七殷琰伝にも、

將降，先送晋平王休祐内人出城，然後開門。時琰有疾，以板自輿，與諸將帥面縛請罪，勔並撫宥，無所誅戮，自將帥以下，財物資貨，皆以還之，纖毫無所失。

とある。

(4) 『南齊書』卷三武帝紀、永明二年正月の条に、司州刺史任命

のことがみえ、同四年十二月まで在任し、長兼侍中に転じたのであろう。その後、冠軍將軍・司徒左長史をへて始興王の前軍長史・平蠻校尉・蜀郡太守・冠軍將軍・行益州府州事となり、始興王が前將軍から安西將軍に進号すると（永明八年）、安西長史に遷った。

五二、卷八七蕭惠開・殷琰伝「史臣曰」の条

夫求忠臣必於孝子之門、蓋以類得之也。昔啓方説主、迹表遺親、鄧攸淳行、愛兼猶子、雖稟分參差、情紀難一、而均薄等厚、未之或偏。惠開親禮雖篤、弟隙尤著、方寸之内、孝友異情、險於山川、有驗於此也。

いったいに忠臣を求めようとすれば必ず孝子の門においてすべきだ⁽¹⁾というのは、おそらく同類だからなのであろう。昔、啓方（開方）は主君によるこばれようとしたが⁽²⁾、その行為は親を忘れるものであることが明白である。鄧攸はりっぱな行いがあり、その愛は弟の子も実の子同様であつた⁽³⁾。人の素質は様々で、こころも倫理観も同一視しがたいのだが、公平か不公平かは、偏りなく明白に現れよう。蕭惠開は親に対する礼にはあつかったが、弟たちとの仲たがいは甚だしく、同じ人のこころの中でも、父母と兄弟のそれぞれに対する情が異なること、山川よりも険しいことが、ここにあらわれている。

孝行で知られる蕭惠開が弟たちと仲の悪かつたことに対する論評。惠開の弟、惠基は、永明三年、侍中・領驍騎將軍、五年、太常・加給事中となつたし、惠休は、永明四年に広州刺史になつており（『南齊書』卷四六蕭惠基伝）、いづれも『宋書』執筆時点において活躍中であり、沈約にとつても、身近な関心であつたのではなからうか。

注

（一）『後漢書』列伝十六章彪伝に、

孔子曰、事親孝、故忠可移於君。是以求忠臣必於孝子之門。とあり、注に、「孝経緯之文也。」とみえる。「孝の君主への適用」については、板野長八「中国古代における人間觀の展開」(岩波書店、一九七二)第七章「孝経」が論じており、最近の研究として、渡辺信一郎「中国古代國家の思想構造」(校倉書房、一九九四)第五章「孝経」の國家論に詳しい検討がなされている。

(2) 『韓非子』十過に、

(桓)公曰、「然則衛公子開方何如。」管仲曰、「不可。齊衛之間、不過十日之行、開方爲事君欲適君之故、十五年不帰見其父母。此非人情也。其父母之不親也、又安能親君乎。」とある。沈約史論の原文の「啓方」が、この開方であることは明白である。

(3) 『晋書』卷九〇良吏・鄧攸伝に、

石勒過泗水、攸乃斫壞車、以牛馬負妻子而逃。又遇賊、掠

五三、卷八八薛安都・沈文秀・崔道固伝「史臣曰」の条

春秋列國大夫得罪、皆先致其邑而後去、唯邾・莒三臣、書以叛人之目、蓋重地也。安都勤王之略、義闕於藩屏、以地外奔、罪同於三叛。詩云、「誰生厲階、至今爲梗。」其此之謂乎。

春秋時代、列國の大夫は罪を得ると、皆まずその封邑を返上してから國を去った。ただ邾と莒の三臣は、謀叛人と

其牛馬、歩走、担其兒及其弟子綏。度不能兩全、乃謂其妻曰、「吾弟早亡、唯有一息、理不可絶、止応自棄我兒耳。幸而得存、我後当有子。」妻泣而從之、乃棄之。其子朝棄而暮及。明日、攸繫之於樹而去。

(4) 本卷蕭惠開伝に、

丁父艱、居喪有孝性、家素事仏、凡爲父起四寺、南岸南岡下、名曰禪岡寺、曲阿旧郷宅、名曰禪郷寺、京口墓亭、名曰禪亭寺、所封封陽県、名曰禪封寺。謂國儻曰、「封秩蓋鮮、而兄弟甚多、若使全閔一人、則在我所讓。若使人人等分、又事可悲恥。寺衆既立、自宜悉供僧衆。」由此國秩不復下均。：惠開與諸弟並不睦、惠基使益州、遂不相見。與同產弟惠明亦著嫌隙云。

沈約『宋書』の史論(四)

書かれる。それは土地を重んじるからであらう。^① 薛安都の勤王の計略(明帝側への帰順)は、藩屏としての立場を欠いており、淮北の地をもつて北魏側にはしることとなつたが、その罪は春秋の三人の叛臣に同じである。『詩』に「誰がうらみのきつかけをつくつて、今に至るまで民のなやみとなっているのか。」^③ というが、それはこのような意味ではないのか。

晋安王子勛の反乱に同調していた徐州刺史薛安都は、晋安王が殺害されると(四六六)、降伏しようとするが、明帝側の強硬姿勢に不安を感じて、北魏に投降する。青州刺史沈文秀・冀州刺史崔道固も薛安都に同調し、これがきつかけとなつて、宋は淮水以北の青・冀・徐・兗四州と予州淮西の地を失うこととなつた。^④ この状況は、沈約の『宋書』執筆時点(南斉・永明年間)においても大差なく、北魏の脅威増大の原因となつた薛安都の行動、ひいては明帝政権の不適切な対応を批判しているのである。

注

(一)『春秋左氏伝』襄公二十一年に、

邾庶其以漆・閭丘来奔、季武子以公姑姉妻之、皆有賜於其従者。於是魯多盜、季孫謂臧武仲曰、「子盍詰盜。」武仲曰、「不可詰也。紇又不能。」季孫曰、「我有四封、而詰其盜、何故不可。子為司寇、將盜是務去、若之何不能。」武仲曰、「子召外盜而大札焉。何以止吾盜。子為正卿、而來外盜。使紇

去之、將何以能。庶其窃邑於邾以來。子以姫氏妻之、而與之邑、其従者皆有賜焉。若大盜礼焉、以君之姑姉與其大邑、其次、阜牧與馬、其小者、衣裳劍帶、是賞盜也。賞而去之、其或難焉。……」庶其非卿也。以地來、雖賤必書、重地也。とあり、同書昭公元年に、

叔弓帥師疆郛田、因宮乱也。於是昌務婁・晉胡及公子滅明、以大厖・常儀靡奔齊。

とある。

(2) 淮北の徐州刺史薛安都は、晋安王子勛の乱に際して、晋安王側に立ったが、乱が平定されると、使者を派遣して明帝側に帰順の意志を表明した。明帝は、淮北にも威光を示すため、張永と沈攸之に重裝備の軍をひきいて薛安都を迎えさせた。

これにおそれなした薛安都は、北魏に援助を求め、泰始三年(四六七)、北魏の援軍が徐州に入り、薛安都は北魏の徐州刺史となる。本巻薛安都伝に、

子勛平定、安都遣別駕從事史畢衆愛・下邳太守王煥等奉啓書詣太宗帰款、。太宗以四方已平、欲示威於淮外、遣張永・沈攸之以重軍迎之。安都謂既已帰順、不応遣重兵、懼

不免罪、乃遣信要引索虜。三年正月、索虜遣博陵公尉遲苟人・城陽公孔伯恭二万騎救之。永等引退、安都開門納虜、虜即授安都徐州刺史・河東公。

とある。

(3) 『詩経』大雅、蕩之什、桑柔。

誰生厲階、至今爲梗。

(4) 安田二郎「蕭道成の革命軍団」(愛知県立大学文学部論集「一般教育編」二一、一九七〇)一六頁を参照。南斉王朝の創業者蕭道成は、この淮北四州失陥後の対北魏防衛の大任に当たりつつ、勢力を拡大したのである。

五四、巻八九袁粲伝「史臣曰」の条

闢運創基、非機變無以通其務、世及繼體、非忠貞無以守其業。闢運之君、千載一有、世及之主、無乏於時、□□須機變之用短、資忠貞之路長也。故漢室□□、文學不屈曹氏、魏鼎將移、夏侯義不北面。若悉以二子爲心、則兩代宜不亡矣。袁粲清標簡貴、任屬負圖、朝野之望雖隆、然未以大節許也。及其赴危亡、審存滅、豈所謂義重於生乎。雖不達天命、而其道有足懷者。昔王經被旌於晉世、粲等亦改葬於聖朝、盛代同符、美矣。

王朝創業の場合には、臨機応変の才能をもつ臣下でなければ、その職務を果たすことができないし、子孫が帝位を継承していく場合には、忠貞の臣下でなければ、その職務を守ることができない。王朝を創業するような君主は、千

年に一人しかでないが、帝位継承の君主は、いつも存在する。とすれば、^①臨機応変の臣下が必要とされる時期は短く、忠貞の臣下が必要とされる時期は長いのである。それゆえ漢王朝が滅びようとするとき、^②孔融は曹氏に屈せず、魏が政權を失おうとしているとき、夏侯玄は信念に従い、司馬氏に仕えようとはしなかった。^③もしすべての臣下が孔融や夏侯玄のように忠貞を守ったならば、漢も魏もほろびはしなかったはずである。袁粲はキリツとして気高い人物で、^④明帝から幼主輔政の大役を託された。その当時、朝野の人々が袁粲に寄せた期待には多大のものがあつたが、自分の命をなげうつほどの大節ある人物とは認めていなかったのである。その袁粲が劉宋王朝滅亡の危機に身を挺して行動をおこしたことは、^⑤いわゆる「義は生より重い」^⑥ということではなからうか。天命が劉宋から南齊へと移ることを察知できなかったとはいえ、その忠貞はおもうにたるものである。昔、王経は晋代に表彰され、^⑦袁粲らも現南齊王朝において改葬された。^⑧隆盛の世に同様のことがおこなわれたわけで、すばらしいことだ。

本史論については、安田二郎「南朝貴族制社会の変革と道德・倫理―袁粲・褚淵評を中心に―」（前掲）の考察が詳細を究めている。安田氏によれば、沈約は、「劉宋王朝を護持すべく蕭道成に対抗して敗北した袁粲」を「忠貞の臣」と称揚しているが、それは「あくまでも『天命に達せず』との限定条件を付した上での称揚であることに注意せねばなら」ず、「かかる袁粲に対するマイナス評価は、…袁粲とは対蹠的に、天命を正しく洞察した『機変の臣』褚淵という認識を沈約がいだいていたことを明確に示唆する。…天命が劉宋王朝から去って蕭道成のもとへと草まつたことはもはや自明であり、それ故にまた『機変の臣』こそが要められているにも拘らず、かかる歴史の流れを認識し得ずして『忠貞の臣』たることに執着した袁粲、それとは対照的に、かかる時勢の転換を的確に洞察して『機変の臣』たる

あり方を正しく選びとった褚淵——このように沈約は捉えた。」と論じる。つまり、本史論は、袁粲称揚を開陳しつつ、「ネガの形で褚淵論」を展開し、「南齊王朝創業の第一の勲臣」である「褚淵に対して袁粲と同等ないしはそれ以上の評価を賦与する」ものであるという解釈を示したうえで、沈約の国家観——「王朝国家を社会秩序樹立（経世済民）のための具体的機構と捉える機能主義国家観」にまで射程を及ぼしている。一方、越智重明「南朝貴族制と王朝交代」（『久留米大学比較文化研究所紀要』八、一九九〇）も本史論を取り上げて、とくに「天命」に着目して、「沈約にとって天命は、…王朝を創めるための決定的理由として利用すべきものである。それは結局、力によって獲得したものをカモフラージするものである。その間の機微を解して身を処するのが機変の臣である。これは守成期には忠貞の臣となるのであろう。」と述べ、さらに、「六朝において死を以って王朝なり主なりに尽くすのを尊ぶ習俗がある反面、忠（まごころ）を尽くしたのち、他に仕えても前王朝に対する忠義が否定されない、という理解が暗々裏に働いているとして大過なからう。」（五九頁）と指摘する。越智氏の解釈では、「天命」とは王朝権力正当化のための欺瞞的な粉飾にすぎず、袁粲と褚淵とに対する評価のちがいが、「物事の価値体系がとくに多様である南朝」（五八頁）という視点から捉えられている。⁽¹⁾確かに南朝の現実具体の政治過程における「天命」の実態に関する限り、越智氏の指摘は否定できないが、沈約の史論の趣旨からいえば、「天命」とは決して単なる粉飾などではなく、まさにそれへの対処を命懸けで選択するほどの重みをもつものとして論ぜられているのではなからうか。本史論は、決して価値観の多様性を客観的に傍観した論ではなく、沈約の国家観を示したものと考えられよう。

注

(1) 原文は二字欠字だが、安田二郎「南朝貴族制社会の変革と

沈約『宋書』の史論(四)

道德・倫理」(前掲)により、「然則」を補う(二三頁)。

(2) 前注と同じく、「將滅」を補う。

(3) 『後漢書』列伝六〇孔融伝。

孔融字文舉、魯國人、孔子二十世孫也。…既見(曹)操雄詐漸著、數不能堪、故發辭偏宕、多致乖忤。又嘗奏宜準古王畿之制、千里寰內、不以封建諸侯。操疑其所論建漸広、益憚之。然以融名重天下、外相容忍、而潛正議、慮艱大業。

とあり、最終的には妻子とともに処刑されてしまう。

(4) 『魏志』卷九夏侯玄伝。

(曹)爽誅、徵玄為大鴻臚、數年徙太常。玄以爽抑絀、肉不得意。中書令李豐雖宿為大將軍司馬景王所親待、然私心在玄、遂結皇后父光祿大夫張緝、謀欲以玄輔政。…嘉平六年二月、当拜貴人、豐等欲因御臨軒、諸門有陸兵、誅大將軍、以玄代之、以緝為驃騎將軍。豐密語黃門監蘇鑠・永寧署令樂敦・冗從僕射劉賢等曰、「…」鑠等皆許以從命。大將軍微聞其謀、請豐相見、豐不知而往、即殺之。事下有司、収玄・緝・鑠・敦・賢等送廷尉。…於是豐・玄・緝・敦・賢等皆夷三族、其余親屬徒棄浪郡。

(5) 以下の訳は、ほとんど安田二郎前掲論文二四頁のすぐれた訳によった。

(6) 原文「負図」は、『後漢書』列伝二三周章伝の論に、周章身非負図之託、德乏万夫之望。

とみえ、李賢注によると、この語は、『漢書』卷六八霍光伝の次の記事に基づく。

上乃使黃門画者画周公負成王朝諸侯以賜光。

(7) 『論語』泰伯。

曾子曰、「可以託六尺之孤、可以寄百里之命、臨大節而不可奪也。君子人與。君子人也。」

(8) 原文「赴危亡、審存滅」。「危亡」も「存滅」も危急存亡の事態という意味であろう。「赴危亡」は、危急存亡の事態にかけること、「審存滅」は危急存亡の際に熟慮のうえ正しい態度をとることか。『文選』卷五九沈約「齊故安陸昭王碑文」に、「公臨危審正」とみえるが、この句と同じ方向で解釈してみた。

(9) 『孟子』告子上。卷七〇袁淑伝「史臣曰」の条に既出。「沈約『宋書』の史論(三)」(前掲)二三頁注三を参照。

(10) 高貴郷公の司馬氏に対する反抗事件(二六〇)に連座して処刑された。『魏志』卷九夏侯玄伝附王經伝の注に引く『漢晋春秋』に、

晋武帝太始元年詔曰、「故尚書王經、雖身陷法辟、然守志可嘉。門戶堙沒、意常愍之、其賜經孫郎中。」

とある。

(11) 本卷袁粲伝に、永明元年の詔を載せ、次のようにみえる。袁粲・劉秉、並與先朝同獎宋室、沈攸之於景和之世、特有乃心、雖末節不終、而始誠可録。歲月弥往、宜沾優隆。粲・

秉前年改葬、塋兆未修、材官可為経略、粗合周礼。攸之及其諸子喪柩在西、可符荊州以時致送、還反旧墓、在所宮葬事。」

『南齊書』卷三武帝紀永明元年四月壬午の条にも、ほぼ同文を載せる。

(12) 越智論文は、安田論文については、「史料を広く集めて論じておられる。」(六二頁注四)としか述べていないので、その対立点はつかみにくい。私見では本文で指摘するような相違点が存在すると思われる。

五五、卷九〇明四王伝「史臣曰」の条

太宗負嶺之慶、事非已出、枝葉不茂、豈能庇其本根。侯服于周、斯爲幸矣。

明帝が他人の子を皇太子としたのは、自分の意志ではないが、皇族が繁栄しないようでは、どうして皇統をまもることができよう。周のごとき南齊王朝のもと、諸侯として生活できれば、幸いなのだ。

本巻冒頭の記述によれば、明帝には十二子あったが、皇太子(後廢帝)さえ実子ではないといわれ、第二子は夭逝、第三子(順帝)は桂陽王休範の子で、これ以下は本巻所載の四王を含め、実子でないことが確実である。劉宋末期、皇室は人的な面においてすでに破滅の様相を呈していた。南齊王朝のもと、汝陰王に封建され、かろうじて劉宋皇族の命脈を保てるだけでも幸いとしなければならないというのである。

注

(1) 「負嶺」は、『詩経』小雅、節南山之什、小宛に、

螟蛉有子、蜾蠃負之、教誨爾子、式穀似之。

とある。明帝の皇太子昱(後廢帝)が、実子ではないといわ

沈約『宋書』の史論（四）

れていたことを指すのであろう。卷九後廢帝紀に、

先是民間訛言、謂太宗不男、陳太妃本李道兒妾、道路之言、或云道兒子也。昱每出入去來、常自称劉「李」統、或自号李將軍。

とあり、卷四一后妃・明帝陳貴妃伝に、

始有寵、一年許衰歇、以乞李道兒。尋又迎還、生廢帝、故民中皆呼廢帝為李氏子。廢帝後每自称李將軍、或自謂李統。とある。明帝第三子準（順帝）については、卷四一后妃・明帝陳昭華伝に、

太宗晚年、痿疾不能內御、諸弟姬人有懷孕者、輒取以入宮、

及生男、皆殺其母、而以與六宮所愛者養之。順帝、桂陽王休範子也、以昭華為母焉。

とあり、実子ではなかった。

（2）「侯服」は、『漢書』卷一百下敘伝下に、「侯服玉食」とみえ、諸侯の服を着、ぜいたくな暮らしをすることという。劉宋の最後の皇帝、順帝は、昇明三年（四七九）四月辛卯、蕭道成に禪位し、建元元年（四七九）四月甲午、蕭道成が即位して、順帝を汝陰王に封建したが、同年五月己未、順帝は殺害される。同年十月丙子には、劉胤が汝陰王に立てられ、宋帝の後を奉ずることとされた（『南齊書』高帝紀）。

五六、卷九一孝義伝序

易曰、「立人之道、曰仁與義。」夫仁義者、合君親之至理、實忠孝之所資、雖義發因心、情非外感、然企及之旨、聖哲詒言。至於風漓化薄、禮違道喪、忠不樹國、孝亦愆家、而一世之民、權利相引、仕以勢招、榮非行立、乏翺翔之感、棄舍生之分、霜露未改、大痛已忘於心、名節不變、戎車遽為其首、斯並軌訓之理未弘、汲引之塗多闕。若夫情發於天、行成乎己、捐軀舍命、濟主安親、雖乘理闔至、匪由勸賞、而宰世之人、曾微誘激。乃至事隱閭閻、無聞視聽、故可以昭被圖篆、百不一焉。今采綴湮落、以備闕文云爾。

『易』に「人の道を立てて、仁と義という。」とある。⁽¹⁾ いったい仁義なるものは、主君と親とに対する最高の道理を

兼ね備え、まことに忠孝の基本である。義は心から発するもので、心は外からの刺激でおこる感覚ではないといつても、向上心をもつべきことについては聖哲がおしえをのこしている。⁽³⁾教化がうすれ、礼の道がうしなわれ、忠は国に存立せず、孝も家にうしなわれるに至つて、民衆は、権力や利益で結びつき、仕官は勢力によつてもたらされ、榮譽はりっぱな行いがなくとも与えられ、高い志をもつて生きる気持ちを失い、命をなげうつても義を行なおうという責任感をすて、死んだ親を思うべき時⁽⁵⁾がまだ終わらないのに、追悼の気持ちは忘れられ、名節を尽くすべき相手を変え、時期ではないのに、軍団の頭目（劉裕）を君主と仰ぐようになった。これはすべて、正しいみちをおしえるてだてが十分でなく、りっぱな人物を登用するみちがほとんどないからである。いったい、みずからの天性の心の命ずるままに行動し、身命をなげうつて主君をすくい親を安んじることが、道理に従い⁽⁶⁾知らず知らずのうちに到達することであつて、勸奨によるわけではないといつても、政権担当者は、まったく誘導激励を試みることがなかった。その結果、忠孝のことは村里にうずもれて、人々が見聞きすることがなくなり、記録に残すことができるものは、百に一つもなくなつてしまつた。そこで、断片的に伝わっている話をひろいあつめて、記録の不備を補うこととする。

孝義とは、孝行と忠義とのことだが、政権担当者の無策もあつて、忠孝の道はすたれてしまい、忠孝を實踐する者がいても、記録にはなかなか残らないという現状が指摘され、この記録の不備を少しでも補うべく、孝義伝を立てるのだという。孝義の「義」は、本序文の論旨に即していえば、忠義のことにちがいないが、孝義伝に収載された人物の行動の内容にもとづいて、より正確に表現するならば、李潤和氏が指摘するように、「旧君に対する具体的な義理の實踐」であろう。李潤和氏は、さらに、孝義伝に収載された人物二五人のうち、この「義」を實踐した者は三、四人

沈約『宋書』の史論(四)

にすぎず、ほかはすべて孝行によつて収載されたのだと指摘し、君臣間の志節が虚名にすぎなくなっていた当時の状況の反映であると論じている。^⑦

注

(1) 『易』説卦。

昔者聖人之作易也、將以順性命之理。是以立天之道、曰陰與陽、立地之道、曰柔與剛、立人之道、曰仁與義。

(2) 『孟子』尽心下。

孟子曰、「仁之於父子也、義之於君臣也、礼之於賓主也、知之於賢者也、聖人之於天道也、命也。…」

(3) 原文「企及」は、『文選』卷五四陸機「五等論」に、蓋企及進取、仕子之常志。

とみえ、李善注によれば、『礼記』檀弓上に基づく。

子思曰、先王之制礼也、過之者、俯而就之、不至焉者、跂而及之。

(4) 『孟子』告子上。「沈約『宋書』の史論(三)」(前掲)二三頁注三を参照。

(5) 『礼記』祭義に、

霜露既降、君子履之、必有悽愴之心、非其寒之謂也。春、雨露既濡、君子履之、必有怍惕之心、如將見之。

とあり、注に、

非其寒之謂、謂悽愴及怍惕、皆為感時念親也。

とある。なお、伊藤千晶「宋書孝義伝について」(北海道大学一九九四年度卒業論文)が本序文に検討を加えており、とくに「霜露未改、大痛已忘於心、名節不変、戎車遽為其首」の解釈は、本稿にも取り入れさせてもらった。

(6) 原文「乘理」は、『文選』卷四六任昉「王文憲集序」に、公乘理照物、動必研機。

とみえ、李善注に引く『晋中興書』に、謝安石上疏曰、「王恭超登清任、当虚心乘理。」とある。

(7) 「從『宋書』史論看沈約的天命觀与处世觀」(『中国史研究』一九九四(一))一四九頁。

五七、卷九一孝義伝「史臣曰」の条

漢世士務治身、故忠孝成俗、至乎乘軒服冕、非此莫由。晉宋以來、風衰義缺、刻身厲行、事薄膏腴。若夫孝立閭庭、忠被史策、多發溝畎之中、非出衣簪之下。以此而言聲教、不亦卿大夫之恥乎。

漢代には、士たる者は修身にはげんだので、忠孝が世に広まり、官僚としての出世は忠孝を実践しなければならぬほどになった。晉宋以來、教化がおとろえ、正しい心が失われ、修身は名士の間で軽んじられることになった。家庭における孝の実践、歴史に残る忠義は、ほとんど民間から出ており、官界に出るものはない。こんな状態で教化を口にするのは、官界指導者の恥ではなからうか。

「士にとって忠孝が俗——社会的風潮——であつた漢代とそれが膏腴——貴族——に軽んぜられるに至つた晉宋以降とを」對比¹⁾し、「晉・宋の兩代、史書に記さるべき忠ないし孝なる人物の大多数が庶民出身者に限られる事実を極論的に論断して、門閥貴族・士大夫層の『風義の衰缺』に糾弾を加え、かかる名族層の「非忠孝のあり方に対」する「危機意識を」表明している²⁾。

注

八四) 一三四頁。

(1) 吉川忠夫「沈約の思想」(『六朝精神史研究』同朋舎、一九

(2) 安田二郎「南朝貴族制社会の変革と道德・倫理」(前掲) 三

五八、卷九二良吏伝序

高祖起自匹庶、知民事艱難、及登庸作宰、留心吏職、而王略外舉、未遑內務。奉師之費、日耗千金、播茲寬簡、雖所未暇、而紕華屏欲、以儉抑身、左右無幸謁之私、閨房無文綺之飾、故能戎車歲駕、邦甸不擾。太祖幼而寬仁、入纂大業、及難興陝方、六戎薄伐、命將動師、經略司亮、費由府實、役不及民。自此區宇宴安、方內無事、三十年間、氓庶蕃息、奉上供徭、止於歲賦、晨出莫歸、自事而已。守宰之職、以六基爲斷、雖沒世不徙、未及曩時、而民有所係、吏無苟得。家給人足、卽事雖難、轉死溝渠、於時可免。凡百戶之鄉、有市之邑、譟謠舞蹈、觸處成羣、蓋宋世之極盛也。暨元嘉二十七年、北狄南侵、戎役大起、傾資掃蓄、猶有未供、於是深賦厚斂、天下騷動。自茲至于孝建、兵連不息、以區區之江東、地方不至數千里、戶不盈百萬、荐之以師旅、因之以凶荒、宋氏之盛、自此衰矣。晉世諸帝、多處內房、朝宴所臨、東西二堂而已。孝武初年、清暑方構、高祖受命、無所改作、所居唯稱西殿、不制嘉名、太祖因之、亦有合殿之稱。及世祖承統、制度奢廣、犬馬餘菽粟、土木衣綈繡、追陋前規、更造正光・玉燭・紫極諸殿、雕鑿綺節、珠窗網戶、嬖女幸臣、賜傾府藏、竭四海不供其欲、單民命未快其心。太宗繼阼、彌篤浮侈、恩不卹下、以至橫流。莅民之官、遷變歲屬、竈不得黔、席未暇煖、蒲・密之化、事未易階。豈徒吏不及古、民僞於昔。蓋由爲上所擾、致治莫從。今採其風迹粗著者、以爲良吏篇云。

高祖(武帝、劉裕)は、一介の庶民の出であるため、民衆の生活苦を知っていた。(東晋末に)宰相となるに及んで、

政治に配慮はしたが、外征（北伐）を起こしたため、内治に専念する余裕はなかった。軍事費は日ごとに千金を費やし、寛大で簡素な政治を行なうだけのゆとりはなかったが、贅沢をしりぞけ、自ら儉約を実行し、左右に寵臣なく、後宮もきらびやかな飾りはなく、そのため毎年戦争しても畿内（揚州）の地は安泰であった。太祖（文帝）は、幼少より寛仁であり、（荊州の長官から兄の少帝にかわつて）中央に迎えられて皇位を継承した。荊州で謝晦の反乱が起ると、官軍はこれを討伐し、さらに動員をかけて司州・兖州（北魏が占領している洛陽方面）に進出したが、その費用は国庫の蓄えにより、兵役は一般農民にまではかからなかった。これより天下は平和を楽しみ、三十年間に、人口は増加し、税役は毎年所定額にとどまつたので、民は朝に労働にでかけ、日暮れに帰るという日常の生活に没頭した。地方長官は六年を任期とし、昔のように死ぬまで在任することこそなかったが、民衆は抛り所をもち、官吏は不正を働かなかつた。人民全部が豊かに満ち足りた生活をおくることは、すぐには実現困難だが、飢え死には免れることができるようになった。およそ百戸の郷、市のあるまちでは、歌い踊つて、いたるところ群れをなした。劉宋代の最盛期といえよう。元嘉二十七年（四五〇）、北魏が侵略してくるに及んで、大戦争がおこり、国庫の資金を使い果し、それでも不足して、重税を課し、天下は混乱した。これより孝建年間に至るまで、戦争が続き、数千里四方にみたない、小さな江東に、戦乱と凶作とが重なつてやつてきて、劉宋王朝の隆盛も、衰えてしまった。東晋の諸帝は、ほとんど内房にいて、朝廷の宴会が行なわれる所は、東西二堂のみであつた。東晋の孝武帝（三七二〜三九六在位）の末年に、清暑殿がやつと完成し、劉裕が受命しても、改めて作ることはせず、その住まいは単に西殿と称して、嘉名を制定しなかつた。太祖もこれを踏襲して、合殿ともいった。世祖（劉宋の孝武帝）が即位すると、宮廷の制度は贅沢で広大になり、犬馬も贅沢な餌を与えられ、建築にも華美な装飾をこらし、旧来の慣例をいやしめ、あらためて正光・玉燭・

沈約『宋書』の史論（四）

紫極の諸殿を造営して贅沢を極め、お氣にいりの侍女や臣下への下賜で国庫を傾け、天下の人民の生活を困苦におちいらせても、なお満足しなかつた。太宗（明帝）が即位すると、ますます贅沢にうつつをぬかし、恩沢は下々にゆきわたらず、天下は乱れる結果となつた。地方長官は、毎年のように転任して任地に落ち着かず、子路が蒲で、卓茂が密で行なつたような立派な教化は、そのきつかけを得ることすら困難である。官吏が昔ほど立派でなく、民も昔ほど純朴でなくなつたためだけでは、断じてない。おそらく政府の政策（任期短縮）に混乱させられて、政治をやるうにも手立てがなくなつてゐるためである。今、その教化の実績がわりあい明らかな者を採録して、良吏篇とする。

劉宋時代前半、武帝（劉裕）・文帝の治世は、天子自らの儉約の実践と地方長官の任期六年制により、「元嘉の治」と称せられる全盛を実現した。この全盛が暗転するきつかけが、文帝末期に起こされた北伐戦の惨敗であり、孝武帝・明帝の宮廷の奢侈に加えて、地方長官の任期短縮が地方行政に悪影響を及ぼして、民衆の生活を困苦におちいらせ、劉宋王朝自体をも衰弱させていった。沈約は、以上の如く、皇帝の施策と地方政治との関連のもとに、劉宋王朝の興亡を論じている。

注

（1）原文「陝方」は、荊州をいう。『南齊書』卷十五州郡志下「荊州」の条に、

江左大鎮、莫過荊・揚。弘農郡陝界、周世二伯總諸侯、周公主陝東、召公主陝西、故称荊州為陝西也。

とある。

（2）原文「六戎」は、諸橋轍次『大漢和辞典』卷二では、「西方の六種の戎狄。」（六二頁）とされ、『漢語大詞典』卷二でも同様の解釈を載せるのみ（二九頁）だが、この「六戎」は、六師や六軍と同義で天子の軍隊という意味であろう。卷五文帝

紀元嘉三年正月丙寅の条に、

遣中領軍到彦之・征北將軍檀道濟討荊州刺史謝晦、上親率六師西征。

とある。

(3) 元嘉七年(四三〇)から翌年にかけての北伐をいう。卷五文帝紀、卷九五索虜伝を参照。

(4) 漢代を念頭においている。「沈約『宋書』の史論(三)」(前掲)十一頁を参照。

(5) 原文「軫死溝渠」は、『墨子』兼愛下に、

今歲有癘疫、万民多有勤苦凍餒、軫死溝壑中者、既已衆矣。とあるのや、『孟子』公孫丑下に、

凶年飢歲、子之民、老羸軫於溝壑、壯者散而之四方者幾千人矣。

とあるのをふまえる。

(6) 元嘉二十七年二月の北魏の汝南侵寇をきっかけとして、同年七月に起こされた北伐。かえって北魏軍の南下を誘い、翌年二月の北魏軍撤退まで危機が続いた(卷五文帝紀)。この戦争に際して、「王公妃主及び朝士牧守が、各々金帛等の物を獻じて、国用を助け、下は富室小民に及ぶまでも、私財を獻じて数十万に至る者があつた。また兵力が不足したので、尚書僕射何尚之が参議して南兗州の三五民丁を徵発することとし、一定の免役対象者を除いてすべて兵役に従わされ、命令をうけて十日で軍装を整え、長江沿いの五郡は広陵に、淮水沿い

北大文学部紀要

の三郡は盱眙に集合することとされた。」といい、さらに、

「揚・南徐・兗・江四州の富有の民で、家資が五十万に滿ち、僧尼で二十万に滿ちる者より、四分の一」を借り上げる政策も上奏されている(卷九五索虜伝)。拙稿「元嘉時代後半の文帝親政について」(『集刊東洋学』四九、一九八三)も参照。

(7) 元嘉二十九年にも北伐を試みて失敗し、翌年には、文帝を殺害して即位した皇太子劉劭の政府に対して、劉駿(孝武帝)が義軍を起こして、政權を奪取した。孝建元年(四五四)にも、荊州刺史劉義宣らの反乱が起こっている。

(8) 『論語』先進。

子路率爾而对曰、「千乗之國、攝乎大國之間、加之以師旅、因之以飢饉、由也為之、比及三年、可使有勇且知方也。」

なお、当時の江東の飢饉については、卷六孝武帝紀孝建二年八月の条に、

三吳民飢、癸酉、詔所在賑貸。とある。

(9) 『資治通鑑』卷一〇一哀帝興寧三年二月丙申の条に、帝崩于西堂。

とあり、胡三省注に、

西堂、太極殿西堂也。建康太極殿有東西堂、東堂以見群臣、西堂為即安之地。

とある。

(10) 『建康實錄』卷九孝武帝太元二年正月の条に、

沈約『宋書』の史論(四)

起清暑殿于華林園。

とある。

(11) 卷三武帝紀下に、

孝武大明中、壞上所居陰室、於其処起玉燭殿、與群臣觀之。牀頭有土鄣、壁上挂葛燈籠・麻繩抄。侍中袁顥盛称上儉素之德。孝武不答、独曰、「田舍公得此、以為過矣。」

とあり、卷六孝武帝紀孝建元年正月の条に、

是月、起正光殿。

とある。

(12) 孝武帝の時、地方長官の任期を、従来の六年から三年に短縮する措置がとられたが、実際には三年未滿で頻繁に交替するようになった。『南史』卷二〇謝莊伝に、

初、文帝世、限年三十而仕郡県、六周乃選代、刺史或十年余。至是皆易之、仕者不拘長少、莅人以三周為滿、宋之善政於是乎衰。

とあり、同書卷七七恩倖・呂文顯伝に、

晋宋旧制、宰人之官、以六年為限、近世以六年過久、又以三周為期、謂之小滿。而遷換去来、又不依三周之制、送故迎新、吏人疲於道路。

とある。岡崎文夫『魏晉南北朝通史内編』(平凡社「東洋文庫」五〇六、一九八九)二五八頁、越智重明「宋の孝武帝とその時代」(『魏晉南朝の人と社会』研文出版、一九八五)一八五～一八八頁、拙稿「沈約の地方政治改革論」(前掲)も参照。

(13) 原文「電不得黔、席未暇煖」は、『漢書』卷一百上敘伝上の

「孔席不黔、墨突不黔。」をふまえる。同書の顔師古注に、

孔、孔子、墨、墨翟也。突、電突也。黔、黒也。言志在明道、不暇安居。

とある。

(14) 「孔子家語」辨政。

子路治蒲三年、孔子過之、入其境、曰、「善哉由也。恭敬以信矣。」入其邑、曰、「善哉由也。忠信以寬矣。」至其廷、曰、「善哉由也。明察以斷矣。」子貢執轡而問曰、「夫子未見由之政、而三称其善。其善可得聞乎。」孔子曰、「吾見其政矣。入其境、田疇尽易、草萊尽辟、溝洫深治、此其恭敬以信、故其民尽力也。入其邑、牆屋完固、樹木甚茂、此其忠信以寬、故其民不偷也。至其庭、庭甚清閑、諸下用命、此其明察以斷、故其政不擾也。以此觀之、雖三称其善、庸尽其美乎。」

(15) 『後漢書』列伝十五卓茂伝。

遷密令。勞心諄諄、視人如子、拳善而教、口無惡言、吏人親愛而不忍欺之。…数年、教化大行、道不拾遺。平帝時、天下大蝗、河南二十余県皆被其災、独不入密県界。

五九、卷九二良吏伝「史臣曰」の条

夫善政之於民、猶良工之於埴也。用功寡而成器多。漢世戸口殷盛、刑務簡闊、郡縣治民、無所橫擾、勸賞威刑、事多專斷、尺一詔書、希經邦邑、龔黃之化、易以有成。降及晚代、情僞繁起、民減昔時、務多前世、立績垂風、艱易百倍。若以上古之化、治此世之民、今吏之良、撫前代之俗、則武城弦歌、將有未暇、淮陽臥治、如或可勉。未必今才陋古、蓋化有淳薄也。

いつたい善政と民との關係は、すぐれた陶工と陶土との關係のごときものである。⁽¹⁾ 労力を用いること少なくして器を多く作る。漢代、人口は多いのに、刑罰の適用はまれで、郡県が民を治める時、いたずらにさわがせるようなことはせず、民に対する勸賞や刑罰は、郡県の長官の専断に委ねられることが多く、一尺一寸の簡に書かれた詔書が郡県にまで下されることはめつたになかった。龔遂や黄覇がりっぱに教化を行えたのも、⁽²⁾ そういう成果を生みやすい背景があつたからなのである。くだつて後世になると、弊害が続出し、人口は昔より減少しているのに、政務は以前よりも煩多で、治績をあげ教化をたれることは百倍も困難となつた。もし上古の教化をもつて、現在の民を治め、あるいは今の良吏をもつて、前代の民を治めたならば、子游が武城を治めたようにはいかなくとも、漢の武帝が汲黯に淮陽郡を安心して委ねた⁽⁴⁾ ようなことは、あるいは達成できよう。必ずしも今の人材が昔より劣っているわけではない、天子の教化が薄くなつたのであろう。

沈約『宋書』の史論（四）

漢代に地方長官が治績をあげることができたのは、中央政府による干渉がなく、長官の裁量が大幅に認められていて、簡素な政治が行えたからで、今（直接には劉宋代、事実上南齊代も）、漢代の循吏のごとき地方長官が輩出しなのは、人材が乏しいとか、民が純朴さを失ったとかいう点に原因があるのではなく、天子の政治（具体的には孝武帝以降の任期短縮等の施策）に原因があるのだと論じて、序の趣旨をくりかえし強調している。

注

（1）『管子』禁藏。

夫法之制民也、猶陶之於埴、冶之於金也。

（2）龔遂は、前漢の宣帝の時、渤海太守として治績をあげ、黄覇も同じく宣帝の時、潁川太守に八年在任し、その間、「外寛内明を以て吏民の心を得、戸口歳ごとに増し、治、天下第一たり。」といわれた。『漢書』卷八九循吏伝を参照。

（3）『論語』陽貨。

子之武城、聞絃歌之声、夫子莞爾而笑曰、「割雞焉用牛刀。」

子游対曰、「昔者偃也、聞諸夫子。曰、『君子學道則愛人、小人學道則易使也。』」子曰、「二三子。偃之言是也。前言戲之耳。」

（4）『漢書』卷五〇汲黯伝。

会更立五銖錢、民多盜鑄錢者、楚地尤甚。上以為淮陽楚地之郊也、召黯拜為淮陽太守。黯伏謝不受印綬、詔数強予、然後奉詔。…上曰、「君薄淮陽邪。吾今召君矣。顧淮陽吏民不相得、吾徒得君重、臥而治之。」黯居郡如其故治、淮陽政清。…令黯以諸侯相秩居淮陽。居淮陽十歲而卒。

六〇、卷九三隱逸伝序

易曰、「天地閉、賢人隱。」又曰、「遯世無悶。」又曰、「高尚其事。」又曰「幽人貞吉。」論語「作者七人。」表以逸民之稱。又曰、「子路遇荷篠丈人、孔子曰、隱者也。」又曰、「賢者避地、其次避言。」又曰、「虞仲・夷逸、隱居放言。」品目參差、稱謂非一、請試言之。夫隱之爲言、迹不外見、道不可知之謂也。若夫千載寂寥、聖人不出、則大

賢自晦、降夷凡品、止於全身遠害、非必穴處巖栖、雖藏往得二、鄰里宗極、而學世莫窺、萬物不覩。若此人者、豈肯洗耳穎濱、瞰瞰然顯出俗之志乎。邈世避世、即賢人也。夫何適非世、而有避世之因、固知義惟晦道、非曰藏身。至於巢父之名、即是見稱之號、號曰裘公、由有可傳之迹、此蓋荷篠之隱、而非賢人之隱也。賢人之隱、義深於自晦、荷篠之隱、事止於達人。論迹既殊、原心亦異也。身與運閉、無可知之情、雞黍宿賓、示高世之美。運閉故隱、爲隱之跡不見、達人故隱、用致隱者之目。身隱故稱隱者、道隱故曰賢人。或曰、「隱者之異乎隱、既聞其說、賢者之同於賢、未知所異。」應之曰、「隱身之於晦道、名同而義殊、賢人之於賢者、事窮於至聖、以此爲言、如或可辨。若乃高尚之與作者、三避之與幽人、及逸民隱居、皆獨往之稱、雖復漢陰之氏不傳、河上之名不顯、莫不激貪厲俗、秉自異之姿、猶負揭日月、鳴建鼓而趨也。」陳郡袁淑集古來無名高士、以爲眞隱傳、格以斯談、去眞遠矣。賢人在世、事不可誣、今爲隱逸篇、虛置賢隱之位、其餘夷心俗表者、蓋逸而非隱云。

『易』に、「天地閉ざされて、賢人隱る。」、「世を遯れて悶うることなし。」、「その事を高尚にす。」、「幽人貞にして吉なり。」などという。『論語』には、「なす者七人。」といい、これを逸民という名称で表す。『論語』ではさらに、「子路、篠（かこ）を荷なえる丈人に遇い、孔子曰く、隱者なり、と。」、「賢者は地を避け、其の次は言を避く。」、「虞仲・夷逸、隱居して放言す。」という。その名称も様々で一定しないが、試みにこれを論じてみたい。いったい「隱」とは、その行動の迹が外に見えず、その道（体得されている真理）が人に知られていないという意味である。もし千年もの長い間、聖人が出現しなければ、大賢はみずからかくれて凡人と同じような生活をし、身の安全を保ち害を遠ざけるにとどまって、必ずしも山奥の岩穴で生活したりはしない。かくれると出仕すると両立させることができ、聖人（宗極）

に次ぐほどの立派な人物であるけれども、世の中のすべての者がその真価（賢）をみぬくことはできない。このような人は、決して許由のように耳を潁川に洗い、はつきりと俗世のけがれからのがれるという志を明らかにしない。世をのがれ世を避けるのが賢人である。いったいにどこへ行こうとも世の中から外へは出られないのに、世を避けるというには、理由がある。その本質は、ただ道をくりますことであつて、身を隠すことをいうのではないからである。巢父の名に至つては、人から呼ばれた名前であり、蓑公と呼ばれたのも、伝えられるだけの行いがあつたからである。これらの人はおそらく、『論語』の「蓀を荷なえる」隠者であつて、賢人の隠者ではない。賢人の隠遁の意味は、みずからかくれるということと深くかわり、「蓀を荷なえる」隠者の隠遁は、人とちがう行動をしたにすぎない。行為が異なっているし、その心も異なっている。天地が閉ざされて隠れる場合、その心を知ることとはできないが、「蓀を荷なえる」隠者のように、客にごちそうして宿泊させれば、高い志をもつて生きていることを示し得る。天地の運が閉ざされて隠れる場合、隠遁の行為は目に見えず、人とちがう行為をして隠遁すれば、隠者とよばれるようになる。身を隠すので隠者と称し、その行う道を隠すので賢人という。あるひとがいう。「いわゆる隠者が本当の隠とはちがうという説を聞きました。いわゆる賢者と本当の賢とは同じなのか、その違いはどうでしょう。」これに答えている。「身を隠すのと道をくりますのとは、名は同じでも意味は異なります。賢人と賢者との関係は、亜聖（と聖人との関係）につぎるのであり、このことからいえば弁別できるかもしれません。『易』の「高尚」と『論語』の「なす者」と、『三避』と『易』の「幽人」と、それに『論語』の「逸民」・「隠居」は、みな世俗に左右されない「独往」の名称でありまして、漢陰の老人や河上丈人は氏名こそ伝わってはいませんが、世俗の出世主義・物欲主義を抑制して、それらと異なる姿勢をとらない者はなく、日月の光をかけ、大太鼓を鳴らしながら行くようなものです。」と。陳郡の袁淑は古来

の無名の高士に関する記録を集めて、『真隱伝』を編纂した²²が、私のこの論によって考えると、真実を去ること遠いものである。賢人は世の中に存在するが、その（かくれた）事跡をいつわり記すことはできないので、隱逸篇をつくり、賢人の隱者の場所をあげておく。²³そのほかの俗世間という隱者と心を同じくするものは、「逸」であつて「隱」ではないといえよう。

賢人の隱者は、官界に身を置きつつ、その道を隱すので、世間には隱者であることはわからない。この隱逸伝では、そのような「賢隱」ではなく、隱遁の行為を世間に知られているものを採録するのだ、というのである。これは、神塚淑子氏が指摘するように、「隱者らしさを売り物にして虚名を得ていた偽善的隱逸者への痛烈な批判²⁴」である。安田二郎氏は、さらに、賢人の隱者についても、「若し夫れ千載寂寥として聖人出でずんば、と、条件句が加えられていることに：注意を喚起²⁵」し、「士たる者は出仕し、官僚・臣として職分に精励すべしとする極めて原則論的見解を持守するものであつた²⁶」という理解を提示している。後にみる本伝「史臣曰」の条の趣旨からみても、沈約が隱逸に対して否定的立場にあることは確かであろう。

注

(1) 坤、文言。

天地變化、草木蕃。天地閉、賢人隱。易曰、括囊、无咎无
咎、蓋言謹也。

(2) 乾、文言。

(3) 蠱。

初九曰、潜龍勿用、何謂也。子曰、「龍德而隱者也。不易乎
世、不成乎名、遯世无悶、不見是而无悶。樂則行之、憂則
違之。確乎其不可拔、潜龍也。」
上九、不事王侯、高尚其事。

沈約『宋書』の史論(四)

(4) 履。

九二、履道坦坦、幽人貞吉。

(5) 憲問。

子曰、「賢者避世、其次避地、其次避色、其次避言。」子曰、「作者七人矣。」

(6) 微子。

逸民、伯夷、叔齊、虞仲、夷逸、朱張、柳下惠、少連。……謂虞仲夷逸、隱居放言、身中清、廩中樞。

ここにみえる七人を憲問篇の「作者七人」に当てるのは、魏の王弼の説である。金谷治訳注『論語』(岩波文庫、一九六

三)二〇五頁を参照。

(7) 微子。

子路從而後、遇丈人以杖荷蓑。子路問曰、「子見夫子乎。」

丈人曰、「四体不勤、五穀不分、孰為夫子。」植其杖而芸、

子路拱而立。止子路宿、殺鷄為黍而食之、見其二子焉。明

日子路行以告。子曰、「隱者也。」

(8) 前掲、憲問。字句は若干異なる。

(9) 前掲、微子。

(10) 神塚淑子「沈約の隱逸思想」(『日本中国学会報』三一、一九七九)に、本序文のすぐれた訳と分析があるので、参照した。「道(体得されている真理)」は、神塚氏の訳(一一頁)そのままである。

(11) 神塚氏が「根源的な道の体得者である聖人(宗極)」とする

(一一頁)のを参照。

(12) 『史記』卷六一伯夷列伝の「正義」に引く皇甫謐『高士伝』に、

許由字武仲。堯聞致天下而讓焉、乃退而遁於中嶽潁水之陽、箕山之下隴。堯又召為九州長、由不欲聞之、洗耳於潁水濱。とある。なお、皇甫謐『高士伝』の現行本(『古今逸史』等所

収)は、『太平御覧』所引の高士伝等の記事を集め、増補したものであるらしい、という。神田信夫・山根幸夫編『中國史籍解題辞典』(燎原書店、一九八九)八八頁、「高士伝」の項(中村圭爾執筆)を参照。

(13) 『文選』卷二二王康琚「反招隱詩」李善注に引く皇甫謐『逸士伝』に、

巢父、堯時隱人、常山居、不營世利。年老、以樹為巢、而寢其上、故時人号曰巢父。

とある。

(14) 『韓詩外伝』卷十に、

吳延陵季子遊於齊、見遺金、呼牧者取之。牧者曰、「子居之高、視之下、貌之君子、而言之野也。吾有君不君、有友不友、當暑衣裘、君疑取金者乎。」延陵子知其賢者、請問姓字。牧者曰、「子乃皮相之士也。何足語姓字哉。」遂去。

とあり、現行本の皇甫謐『高士伝』卷上に、「披裘公」の伝がある。

(15) 前掲『論語』微子。

- (16) 「三避」の語は、『文選』卷二五謝靈運「還旧園作見顔范二中書」に、「心愜三避賢」とみえ、李善注によれば、『史記』卷一九循吏列伝の次の記述をふまえる。

孫叔敖者、楚之処士也。…故三得相而不喜、知其材自得之也。三去相而不悔、知非己之罪也。

- (17) 『莊子』天地。

子貢南遊於楚、反於晉、過漢陰、見一丈人方將爲圃畦、鑿隧而入井、抱甕而出灌、搢耜然用力多而見功寡。…

- (18) 『史記』卷八〇樂毅列伝「大史公曰」の条。

樂臣公學黃帝・老子、其本師号曰河上丈人、不知其所出。

- (19) 原文「激貪厲俗」は、『漢書』卷七十二王貢兩龔鮑伝序に、自園公・綺里季・夏黄公・角里先生・鄭子真・嚴君平皆未嘗仕、然其風声足以激貪厲俗、近古之逸民也。

とみえる。この語については、神塚氏前掲論文が詳述しており(一一三頁)、安田二郎「南朝貴族制社会の変革と道德・倫理」(前掲)が「出世主義・物欲主義の抑制」という解釈を与えている(二七頁)。

- (20) 『莊子』達生。

扁子曰、「…今汝飾知以驚愚、修身以明汙、昭昭乎若揭日月而行也。…」

- (21) 『莊子』天運。
孔子見老聃而語仁義。老聃曰、「…又奚傑然若負建鼓而求亡子者邪。…」

(22) 松浦崇「袁淑の『群語文』について」(『日本中国学会報』三一、一九七九)に、「沈約がわざわざ『真隱伝』の書名を挙げたのは、この書物が『荷篠の隠』的な無名の隠者のみを採録している点に異議を唱えようとしたからである。『真隱伝』の佚文に登場する十名の隠者は、いずれもその具体的な姓名が伝わっていない。」(九六頁)と指摘している。

- (23) 「虚置賢隱之位」の解釈については、山田史生「隱逸思想の一側面」(弘前大学教養部「文化紀要」三六、一九九二)三〇頁を参照。

- (24) 前掲論文、一一三頁。

- (25) 前掲論文、二六頁。

六一、卷九三隱逸伝「史臣曰」の条

夫獨往之人、皆稟偏介之性、不能摧志屈道、借譽期通。若使值見信之主、逢時來之運、豈其放情江海、取逸丘樊、

沈約『宋書』の史論（四）

蓋不得已而然故也。且巖壑閑遠、水石清華、雖復崇門八襲、高城萬雉、莫不蓄壤開泉、髣髴林澤。故知松山桂渚、非止素玩、碧澗清潭、翻成麗矚。挂冠東都、夫何難之有哉。

いつたい世俗に左右されぬ「独往」の人は、みな偏屈な性質をもち、自分の志や生き方をすてて他者の力によつて名譽を得て出世を望むことなどはできない。（だが）もし自分を信じてくれる主君にあい、またとない幸運にあつたとしたなら、どうして隱遁などしようか。やむをえず隱遁しているだけであらう。それに、山奥の岩窟はしずかで遠く、水石も清く美しいので、嚴重な城門に囲まれた都会でも、土をあつめ泉をつくり、林や池を作らないものはない。松のしげる山、桂のしげるみぎわは、單なる平素のたのしみにとどまるのではなく、みどりの谷、水の澄んだ淵は、（官職を辞し田舎にこもる悲哀というよりは）かえつて美觀となることがわかる。官職を辞して逸民となることに、何の困難もないのだ。

序における隱逸に対する否定的見解を、より明快に強調して表明している。

注

（1）原文「借譽」は、『漢書』卷五一鄒陽伝に、

故百里奚乞食於道路、繆公委之以政、寧戚飯牛車下、桓公任之以國。此二人者、豈素宦於朝、借譽於左右、然後二主用之哉。

とみえる。

（2）『後漢書』列伝七三逸民・逢萌伝。

時王莽殺其子宇、萌謂友人曰、「三綱絶矣。不去、禍將及人。」即解冠挂東都城門、歸、將家屬浮海、客於遼東。

六二、卷九四恩倖序^①

夫君子小人、類物之通稱、踏道則爲君子、違之則爲小人。屠釣、卑事也。版築、賤役也。太公起爲周師、傳說去爲殷相。非論公侯之世、鼎食之資、明揚幽仄、唯才是與。逮于二漢、茲道未革、胡廣累世農夫、伯始致位公相、黃憲牛醫之子、叔度名重京師。且任子居朝、咸有職業、雖七葉珥貂、見崇西漢、而侍中身奉奏事、又分掌御服、東方朔爲黃門侍郎、執戟殿下。郡縣掾史、並出豪家、負戈宿衛、皆由勢族、非若晚代、分爲二塗者也。漢末喪亂、魏武始基、軍中倉卒、權立九品、蓋以論人才優劣、非爲世族高卑。因此相沿、遂爲成法。自魏至晉、莫之能改、州郡都正、以才品人、而舉世人才、升降蓋寡。徒以馮藉世資、用相陵駕、都正俗士、斟酌時宜、品目少多、隨事俯仰、劉毅所云「下品無高門、上品無賤族」者也。歲月遷譌、斯風漸篤、凡厥衣冠、莫非二品、自此以還、遂成卑庶。周漢之道、以智役愚、臺隸參差、用成等級、魏晉以來、以貴役賤、士庶之科、較然有辨。夫人君南面、九重奧絕、陪奉朝夕、義隔卿士、階闥之任、宜有司存。旣而恩以倖生、信由恩固、無可憚之姿、有易親之色。孝建、泰始、主威獨運、官置百司、權不外假、而刑政糾雜、理難徧通、耳目所寄、事歸近習。賞罰之要、是謂國權、出內王命、由其掌握、於是方塗結軌、輻湊同奔。人主謂其身卑位薄、以爲權不得重。曾不知鼠憑社貴、狐藉虎威、外無逼主之嫌、內有專用之功、勢傾天下、未之或悟。挾朋樹黨、政以賄成、鈇鉞創痍、構於筵第之曲、服冕乘軒、出乎言笑之下、南金北犒、來悉方輶、素纁丹魄、至皆兼兩、西京許·史、蓋不足云、晉朝王·庾、未或能比。及太宗晚運、慮經盛衰、權幸之徒、懼憚宗戚、欲使幼主孤立、永竊國權、構造同異、興樹禍隙、帝弟宗王、相繼屠剝。民忘宋德、雖非一塗、寶祚夙傾、實由於此。嗚呼。漢書有恩澤侯表、又有佞倖傳、今採其名、列以爲恩倖篇

云。

いったい君子とか小人とかいうのは、人を区別する時の通称であつて、正しい道を実践するのが君子であり、正しい道に違反するのが小人である。牛殺しや魚釣り、版築などはいやしい仕事であるけれども、(牛殺しや魚釣りをしていた)太公望呂尚は起用されて周の太師(最高顧問)となり、(版築をやらされていた)傅説は殷の大臣になった。公侯や三公の家柄であるか否かを問題とせず、埋もれた人材を登用し、ただ才のみを問題とした。前漢・後漢の時代になつても、このやり方は変わらず、胡広は代々農夫であつたが、三公にまでなつたし、黄憲は牛医の子でありながら、都の社交界で重んぜられた。それに、任子でも朝廷においては、ことごとく職務をもたされる。七代にわたつて侍中を出すことが前漢に尊ばれたとはいへ、その侍中はみずから上奏文を奉呈したり、天子の身の回り品を分掌したりしていたし、東方朔も黄門侍郎のとき、武器をとつて宮殿の守備についていた。郡・県の属僚も、武器をとつて宿衛する者もみな豪族出身者であつて、後世のように清官・濁官の二つのコースに分かれていたわけではないのである。後漢末の混乱の中、曹操は政権の基礎固めをし、戦時の非常措置として、九品の制を立てた。この制度は、人材の優劣を論じようとしたのであつて、家柄のランク付けを意図したのではなかつたはずである。この制度ができたことにより、しだいになじんでしまひ(事実上家柄のランクと化して)、ついにこれが既成の法となつてしまつた。魏から晋になつても、これを改めることができず、州大中正・郡中正は才能をもつて人材をランク付けするとはいつても、世の人材のランク付けは困難であり、ただ家柄だけを基準として差等をつけるようになり、中正は俗士であるから、当時の官界の力関係を計算に入れて、ランクを適宜操作する。劉毅のいわゆる「下品に高門なく、上品に賤族なし。」とい

うものである。歲月の移り変わるとともに、この風潮はしだいに強まり、およそ高官という高官は門地二品でないものはなく、これ以下は遂に卑庶となつてしまつた。周・漢のやり方は、智者が愚者を使役するもので、官庁の勞務者には臺・隸などいくつものランクがあつた。⁽¹⁴⁾ 魏晉以来、家柄の貴い者が賤しい者を使役するようになり、士庶の品等がはつきりと区別されるようになった。いつたい君主たる者、宮殿の奥深くに暮らし、朝夕そばに奉仕する者たちは、その本分が大臣高官とはかけはなれており、宮中の雜務も、それにふさわしい担当者がある。⁽¹⁵⁾（このような近習の者たちに対して）長い間に親しみから恩愛が生じてきて、恩愛によつて信賴が固まり、何ら憚るべきところなく、親しみやすさあるのみとなる。孝武帝・明帝の時代、君主の威光が一人歩きし、政府には権限を与えなかつた。しかし、政治は複雑であつて、当然にもすべてにゆきとどくことは困難であるから、君主の情報源は近習の者たちに歸す。賞罰の要を國權というが、君命を傳達する近習がその國權を掌握してしまう。そこで權力が近習に歸すこととなる。君主は家柄も地位も低い彼らが重い權力をもつはずがないと思つてゐるが、ねずみが尊い社を隠れ家にし、⁽¹⁶⁾ 狐が虎の威を借りるように、⁽¹⁷⁾ 君主の威光を利用することを知らないのだ。表面上君主を脅かすおそれはないが、その実君主に専ら用いられるというはたらしががあつて、その勢いたるや天下を傾けるほどであるのに、いまだこのことに氣付かない。派閥が作られ、政治は賄賂によつて行われ、大臣をおとしいれ処刑させるほどの讒言が、後宮の中で行われ、高位高官は、近習におべつかを使えば手に入る。（近習のもとに）南方の金や北方の毛皮がどんどん船で送られてくるし、白いかとり絹や琥珀も車で続々と送られてくる。前漢の宣帝代の外戚、許氏や史氏も言うに足りないし、東晉の王氏や庾氏さえ比較にならぬほどである。明帝の晩年に及んで、実權を失うのをおそれた近習たちは、幼帝を孤立させて長く國權をほしきままにしうとして、皇族諸王が内亂を起こすようにしむけて、あいついで肅清していった。民が劉

沈約『宋書』の史論（四）

宋の徳を忘れるようになるには、いろいろな原因があるのだが、皇統がはやく傾いたのは、まことにこのことによる。ああ、『漢書』には恩沢侯表（卷十八）があり、また佞倖伝（卷九三）がある。それぞれの名をとってつなげ、恩倖篇とすることしよう。

本序文にいち早く着目した岡崎文夫氏は、次のように指摘する。²⁰「宋書恩倖伝序に沈約は大体次の様な意味を述べている。其れは三国の末から晋にかけて、九品中正制度が行われ、その結果次第に貴族制が成り立ち、南朝に至っては貴賤の別は明白に定まる事となった。然るに人君たる者は九重の奥深くに坐し、その朝夕奉侍するものは寧ろ貴族の子弟ではない。之等寒人は人主に左右する事によつて、その信用を受け易く、若し人主にして、その絶対権を振わんとする心の生ずる場合、之等寒人は時の大臣達に遠慮する事なく、勝手に人主の手足となつて働く。宋の世祖（孝）武帝以後人主は恣まゝに振舞つたので寒人の害毒を世上に流す事が烈しくなつた云々。沈約は南朝に行わるゝ、貴族制を決して良いと認めたのでない事その書き方によつて充分知り得る。況や人主独裁して、寒人權を振う如きは、最も悪んだ所である。蓋し彼は国家的な統制を樹立し、貴賤を区別する社会制を破り、人才を用いて寒人輩の跋扈を許さない事を希望したに相違なく、而して彼の助けた梁の武帝の政策は実にかゝる国家制を樹立するを眼目としたものである。」

この岡崎説と異なる見解を発表したのが、吉川忠夫氏である。²¹吉川氏は、「漢から魏晋への移行を、智愚的社会から貴賤的社会への移行としてとらえた恩倖伝序に…（漢代の）士には朝廷に席をおくとそれぞれ職務があつた。…後世、士庶の二途に分かれたごとき状態ではなかつた」。このようにのべるのは、後世の貴族が官僚としての自己の任務をな

おざりにしたことへの教訓をひきだすためではあるが、さりとして彼らに代つて職務を担当することとなつた恩倖は、なべて『道に違つた小人』のカテゴリーにおとしめられ、いささかの評価もあたえられていない。恩倖伝序だけではない。『宋書』のなかにあらわれる恩倖あるいは寒人は、およそ以上のごとく、価値ではなくしてあくまで反価値の存在としてあつかわれている。と述べ、本序文の批判の矛先は、あくまで恩倖寒人に向けられていることを確認する。その上で、沈約の「奏彈王源」（『文選』巻四〇）や「梁王朝のもとで戸籍の再点検を要請した上奏文」（『通典』巻三食貨典三郷党、『南史』巻五九王僧孺伝）に、「士庶の弁別を力説」する点に着目して、沈約は、貴賤的社会そのものを否定するものではなく、「門地にもとづきつつ、しかもすぐれた文化の伝統を所有する階層」としての「貴族像」を提示したのであり、「貴賤の概念に智愚の概念を導入したことは、沈約の思想のひとつのあらたなメリットであつた。ただし、彼の場合にはなお、貴は本来的に智—文化—に属し、賤は愚—非文化—に属するとされがちであつた。六朝的思考の破産がおとずれるのは、この関係が逆転して、智なるが故に貴、愚なるが故に賤、の関係が指定されるときにおいてであろう。沈約自身は寒門の出身でありながら、せいぜい貴族の文化においてつくことをもとめただけであつて、それを超克せんとする意欲は稀薄であつたとしなければならない。」と結論する。

吉川説に対しては、安田二郎氏が『文選』所収「恩倖伝論」の李善注や李周翰注が「沈約の意図が現代門閥体制批判にあつたことを明らかにしている。」と指摘し、中嶋隆藏氏も「道を踏むか踏まぬかが君子と小人を分け、明揚か幽仄かを分けるのは唯一才能だけであることを確認した上で、貴なる士大夫が賤なる庶民を使役して当然だとする現今の体制を否定し、智愚によつて上下が定められた漢以前の社会体制に復帰すべきことを主張しているのである。沈約は、決して士庶に貴賤智愚が生来絶対のものとしてそなわるとは言っていない。逆に智愚にこそ士庶貴賤が従属すべ

沈約『宋書』の史論（四）

きだと主張しているのである。沈約は文字通りの賢才主義の立場から発言しているのである。」と論ずるとおり、少なくとも本序文の主旨に関するかぎり、岡崎説を採るべきだと考えるし、さらに、「奏彈王源」や戸籍点検の上奏文にしても、富裕庶民層が「智」よってではなく金力によって「士」身分に参入しようとしていることを批判しているのあり、賢才主義と何ら矛盾しないと考えるのである。²⁴

注

（1）本序文は、『文選』卷五〇に「宋書恩倖伝論」として採録されており、字句に若干の異同があるが、主な点は、中華書局標点本の校勘記に指摘されているので、本稿では一々注記しない。『文選』の「宋書恩倖伝論」については、小尾郊一『文選（文章編）』六（集英社・全釈漢文大系、一九七六）のすぐれた訳注を参照。なお、『資治通鑑』卷二二八大明二年の条の「沈約論曰」は、本序文の抄録である。

（2）『莊子』駢拇。

彼其所殉仁義也、則俗謂之君子、其所殉貨財也、則俗謂之小人。

（3）『史記』卷三二齊太公世家に、

呂尚蓋嘗窮困、年老矣、以漁釣奸周西伯。

とあり、『索隱』に、

譙周曰、「呂望嘗屠牛於朝歌、売飲於孟津。」

とある。

（4）『史記』卷三殷本紀。

武丁夜夢得聖人、名曰説。以夢所見視群臣百吏、皆非也。於是遣使百工營求之野、得説於傅險中。是時説為胥靡、築於傅險。見於武丁、武丁曰是也。得而與之語、果聖人、舉以為相、殷國大治。故遂以傅險姓之、号曰傅説。

（5）原文「鼎食之資」について、『文選』の呂延濟の注に、鼎食、謂三公之家、資、猶後也。

とあるのに従う。

（6）『後漢書』列伝三四胡広伝。

胡広字伯始、南郡華容人也。六世祖剛、清高有志節。平帝時、大司馬馬宮辟之。值王莽居攝、剛解其衣冠、梟府門而去、遂亡命交趾、隱於屠肆之間。後莽敗、乃歸鄉里。父貢、交趾都尉。広少孤貧、親執家苦。長大、隨輩入郡為散吏。…凡一履司空、再作司徒、三登太尉、又為太傅。

（7）『後漢書』列伝四三黃憲伝。

黃憲字叔度、汝南慎陽人也。世貧賤、父為牛医。…憲初奉

孝廉、又辟公府、友人勸其仕、憲亦不拒之、暫到京師而還、竟無所就。年四十八終、天下号曰徵君。

- (8) 「父兄が二千石、即ち公卿に相当する身分に上った者は任期三年に満つれば子弟一人を、その才能を保証して郎となすことができる。」官崎市定『九品官人法の研究』（『全集』六、一九九二）七七頁。なお、「任子」を、南監本では「仕子」に、『文選』では「士子」に作る。

- (9) 『漢書』卷六八金日磾傳贊に、
金日磾夷狄亡國、羈虜漢庭、而以驚敬寤主、忠信自著、勒功上將、伝國後嗣、世名忠孝、七世内侍、何其盛也。
とあり、『文選』卷二左思「詠史詩」に、

金張藉旧業、七葉珥漢貂。

とある。侍中の冠の飾りに、貂の尾の毛と蟬の羽とを用いた。

『統漢書』輿服志下「武冠」を参照。

- (10) 卷三九百官志下に、
侍中本秦丞相史也。使五人往来殿内東廂奏事、故謂之侍中。
漢西京無員、多至數十人、入侍禁中、分掌乘輿服物、下至褻器虎子之属。武帝世、孔安國為侍中、以其儒者、特聽掌御唾壺、朝廷榮之。…漢東京又属少府、猶無員。掌侍左右贊導衆事、顧問応答。法駕出、則多識者一人負伝國璽、操斬白蛇劍、参乘、余皆騎、在乘輿車後。
とある。

- (11) 『漢書』卷六五東方朔伝に、「是時、朔陛戟殿下」とあるが、

この時、朔は黄門侍郎ではなくて、中郎であつた。『文選』李善注も指摘している。

- (12) 『魏志』卷三二陳羣伝に、

（曹丕）及（魏）王位、封羣昌武亭侯、徙為尚書。制九品官人之法、羣所建也。

とあつて、曹操の死の直後、後継者曹丕の時に九品官人法が制定された。拙稿「九品官人法創設の背景について」（『古代文化』四七一六、一九九五）を参照。

- (13) 『晋書』卷四五劉毅伝。

毅以魏立九品、權時之制、未見得人、而有八損、乃上疏曰、「…今之中正、不精才實、務依党利、不均称尺、務随愛憎。所欲與者、獲虚以成誉、所欲下者、吹毛求疵。高下逐強弱、是非由愛憎。随世興衰、不顧才實、衰則削下、興則扶上、一人之身、旬日異狀。或以貨賂自通、或以計協登進、附託者必達、守道者困悴。無報於身、必見割奪、有私於己、必得其欲。是以上品無寒門、下品無勢族。…」

- (14) 『春秋左氏伝』昭公七年。

故王臣公、公臣大夫、大夫臣士、士臣阜、阜臣興、興臣隸、隸臣僚、僚臣僕、僕臣臺。

- (15) 『論語』泰伯。

曾子言曰、「…簞豆之事、則有司存。」

- (16) 『晏子春秋』問上。

景公問晏子曰、「治國何患。」晏子対曰、「患夫社鼠。」公曰、

沈約『宋書』の史論(四)

「何謂也。」対曰、「夫社東木而塗之、鼠因往託焉。熏之則恐、燒其木、灌之則恐敗其塗。此鼠所以不可得殺者、以社故也。夫國亦有焉。人主左右是也。内則蔽善惡于君上、外則亮權重於百姓、不誅之則乱、誅之則為人主所案、捫腹而有之。此亦國之社鼠也。……」

(17) 『戰國策』楚策一。

荆宣王問羣臣曰、「吾聞北方之畏昭奚恤也、果誠何如。」羣臣莫對。江一対曰、「虎求百獸而食之、得狐。狐曰、『子無敢食我也。天帝使我長百獸、今子食我、是逆天帝命也。子以我為不信、吾為子先行、子隨我後、觀百獸之見我而不敢不走乎。』虎以為然、故遂與之行。獸見之皆走。虎不知獸畏己而走也、以為畏狐也。今王之地方五千里、帶甲百万、而專屬之昭奚恤、故北方之畏奚恤也、其實畏王之甲兵也。猶百獸之畏虎也。」

(18) 『漢書』卷九七上外戚・孝宣許皇后伝。

立皇太子、乃封太子外祖父昌成君廣漢為平恩侯、位特進。後四年、復封廣漢兩弟、舜為博望侯、延壽為樂成侯。許氏侯者凡七人。

同上衛太子史良娣伝。

史良娣家本魯國、有母貞君、兄恭。以元鼎四年入為良娣、生男進、号史皇孫。……史皇孫有一男、号皇曾孫、……後曾孫收養於掖庭、遂登至尊位、是為宣帝。而貞君及恭已死、恭三子皆以旧恩封。長子高為樂陵侯、曾為將陵侯、玄為平台

侯、及高子丹以功德封武陽侯、侯者凡四人。

宣帝が「卑賤なる出の外戚許氏・史氏」を登用したことの意味については、増淵龍夫「漢代における国家秩序の構造と官僚」(『中国古代の社会と国家』弘文堂、一九六〇所収)二五八―二五九頁を参照。

(19) 東晋初期に王氏と庾氏とが政權を掌握したことについては、田余慶「東晋門閥政治」(北京大学出版社、一九八九)等を参照。

(20) 「梁の沈約と宋書」(『歴史と地理』三一―一、一九三三)一五頁。

(21) 「沈約の思想」(前掲)。

(22) 「南朝貴族制社会の变革と道德・倫理」(前掲)五八頁注三五。

(23) 「(書評) 吉川忠夫著『六朝精神史研究』」(『集刊東洋学』五四、一九八五)二二七頁。

(24) 拙稿「(書評) 越智重明著『魏晋南朝の人と社会』」(『集刊東洋学』五六、一九八六)一〇七―一〇八頁。なお、越智氏の同書所収の「沈約と宋書」も、佐藤智水氏が「回顧と展望」(『史学雑誌』九五―五、一九八六)二〇三頁に指摘するように、大筋において吉川説に近い見解をとっている。同論文に對する私見は拙評を参照。

六三、卷九四恩倖伝「史臣曰」の条

竭忠盡節、仕子恒圖、隨方致用、明君盛典。舊非本舊、因新以成舊者也。狎非先狎、因疏以成狎者也。而任隔疎情、殊塗一致、權歸近狎、異世同規。雖復漢高之簡易、光武之謹厚、猶豐沛多顯、白水先華、況世祖之泥滯鄙近、太宗之拘攣愛習、欲不紛惑牀第、豈可得哉。

忠節をつくすことは、官僚の平素の心がけであり、才能に応じて働かせるのは、明君の心がけである。旧臣といつても元来旧臣だったわけではなく、新参者から始まって旧臣となつた者であるし、なれ親しんだ家来にしても同様なのである。しかるに、親密でないと任務から遠ざけられ、権力が近習の寵臣に帰するのは、いつの世も同じである。漢の高祖のようにあつさりとした人でも、郷里の豊・沛の者が多く拔擢された^①し、光武帝のように慎み深く重厚な人物でさえ、南陽郡の者がまっさきに出世した^②。まして劉宋の孝武帝・明帝のように近習べつたりの者は、近習にまどわされまいとしても、できる相談ではないのだ。

序の後半における孝武帝・明帝政權の側近政治に対する厳しい批判をくりかえし強調している。

注

高祖、沛豊邑中陽里人也。

(1)『漢書』卷一上、高祖紀上に、

とあり、「豊」は高祖の生まれた沛県の豊邑をいい、「沛」は

沈約『宋書』の史論(四)

沛県の県城をいう。前漢帝国をうちたてた高祖集団が沛県出身者中心の郷党的性格をもち、それが「初期の漢帝国の基本的性格であつた」ことは、矢野主税『門閥社会成立史』(国書刊行会、一九七六)第七章第一節「前漢高祖集団の性格」に分析されている。

(2) 『後漢書』卷一上、光武帝紀上。

時伯升已会衆起兵。初、諸家子弟恐懼、皆亡逃自匿、曰、「伯升殺我。」及光武絳衣大冠、皆驚曰、「謹厚者亦復為之。」乃稍自安。

(3) 原文「白水」は、光武帝の出身地である白水郷、南陽郡蔡陽県に属す。この「白水郷の劉氏侯家」の実態や、光武帝と南陽豪族社会との関係については、宇都宮清吉「劉秀と南陽」(『漢代社会経済史研究』弘文堂、一九五五所収)を参照。矢野主税前掲書第七章第二節「後漢光武帝集団の性格」では、「光武集団は南陽豪族達をつなぎ合せた血縁的關係を内に包みながら、南陽、潁川という可なり広い範圍を一つの郷党として成長した地縁集団であつたといえよう。」(四四〇頁)と述べる。

六四、卷九五索虜伝「史臣曰」の条

久矣。匈奴之與中國並也。自漢氏以前、綿跨年世、紛梗外區、驚震中宇。周無上算、漢收下策。魏代分離、種落遷散、數十年間、外郡無風塵之警、邊城早開晚閉、胡馬不敢南臨。至于晉始、姦黠漸著、密邇畿封、窺候疆場、俘民略畜者、無歲月而闕焉。元康以後、風雅靡喪、五胡遞襲、翦覆諸華。及涉珪以鐵馬長驅、席卷趙魏、負其衆力、遂與上國爭衡矣。高祖宏圖盛略、欲以苞括宇宙爲念、逮于懸旗清洛、飲馬長涇、北狄峴銳挫鋒、閉重嶮而自固。于時戎車外動、王命相屬、裳冕委蛇、輶軒繼路、舊老懷思古之情、行人或爲之殞涕、自是關河響動、表裏寧壹。宮車甫晏、戎心外駭、覆我牢滑、翦我伊瀼、是以太祖忿之、開定司兇、而兵無勝略、棄師隕衆、委甲橫原、捐舟亘水、荊吳銳卒、逸氣未擴、偏城孤將、銜冤就虜、遂蹙境延寇、僅保清東。自是兵摧勢弱、邊隙稍廣、壯騎陵突、鳴鏑日至、芻牧年傷、禾麥歲犯、小則囚虜吏民、大則俘執長守、羽書繼塗、奔命相屬、青徐兗冀之間蕭然

矣。而自木末以來、並有賢才狡算、妙識兵權、深通戰術、屬鞭凌厲、氣冠百夫、故能威服華甸、志雄羣虜。至於
狽伐篡僞、彌煽凶威、英圖武略、事駕前古、雖冒頓之驚勇、檀石之驍強、不能及也。遂西吞河右、東舉龍碣、總
括戎荒、地兼萬里。雖裂土分區、不及魏晉、而華氓戎落、衆力兼倍。至乃連騎百萬、南向而斥神華、胡旆映江、
穹帳遵渚、京邑荷檐、士女喧惶。天子內鎮羣心、外御羣寇、役竭民徭、費殫府實、舉天下以攘之、而力猶未足也。
既而虜縱歸師、殲累邦邑、剪我淮州、俘我江縣、喋黔黔首、踟高天、踣厚地、而無所控告。強者爲轉屍、弱者爲
繫虜、自江淮至清濟、戶口數十萬、自免湖澤者、百不一焉。村井空荒、無復鳴雞吠犬。時歲惟暮春、桑麥始茂、
故老遺氓、還號舊落、桓山之響、未足稱哀。六州蕩然、無復餘蔓殘構、至於乳鷲赴時、銜泥靡託、一枝之間、連
窠十數、春雨裁至、增巢已傾。雖事舛吳宮、而殲亡匪異、甚矣哉、覆敗之至於此也。太祖懲禍未深、復興外略、
頓兵堅城、棄甲河上、是我再敗、敵有三勝也。自此以後、通互市、納和親、而侵疆軼戍、于歲連屬。逮泰始構紛、
邊將外叛、致夷引寇、亡我四州。高祖劬勞日昃、思一區宇、旌旗卷舒、僅而後克。後主守文、刑德不樹、一舉而
棄司兗、再舉而喪徐方、華服蕭條、鞠爲茂草、豈直天時、抑由人事。夫地勢有便習、用兵有短長、胡負駿足、而
平原悉車騎之地、南習水關、江湖固舟楫之鄉、代馬胡駒、出自冀北、梗枻豫章、植乎中土、蓋天地所以分區域也。
若謂氐裘之民、可以決勝於荊越、必不可矣。而曰樓船之夫、可以爭鋒於燕冀、豈或可乎。虞詡所謂「走不逐飛」、
蓋以我徒而彼騎也。因此而推勝負、殆可以一言蔽之。

匈奴が中国と並立するようになってから、ずいぶん久しい。^①漢代のずっと前から、中国の外をさわがせ、中国をふ
るえあがらせてきた。周代でさえ上策はなく（せいぜい中策であり）、^②漢はやつと下策を得た。三国・魏代には匈奴は

分裂し、部族集団が離散して、数十年間、辺郡には敵襲なく、辺境の城塞も日々平穩、匈奴の騎兵は南侵してこなかった。晋代初期、匈奴はしだいに脅威となり、首都洛陽に迫り、辺境をうかがい、毎年、人民や家畜を略奪した。元康年間（二九一―二九九）以後、政治が混乱し、五胡がかわるがわる侵入して、中国を切り取った。渺珪（拓跋珪・北魏の道武帝）が騎馬軍団を率いて長驅し、華北を席卷するに及んで、その大軍を背景に、ついにわが南朝と優劣を争うようになった。

劉宋の初代皇帝（劉裕）は、遠大な計略をもち、天下統一を志し、洛陽・長安を回復するに至り、北魏軍もその鋭鋒をくじかれて、防衛に専念することとなった。時にわが軍は外に出動し、動員令が続々と発せられ、官僚の車が道に長蛇の列をなし、華北の長老は昔をなつかしみ、兵士も感涙にむせび、これより長安・洛陽一帯は、わが方に一斉になびいて、天下は安定した。劉裕が死ぬと、北方のえびすがさわざだし、洛陽を占領した。後継者の文帝（劉義隆）はこれをいきどおり、洛陽方面を平定しようとしたが、勝算はなく、軍勢を犬死にさせ、武器や軍船を放棄して撤退し、江南の精銳も氣力をふるえず、敵中に孤立した將兵たちは、なみだをのんで捕虜となり、とうとうわが領土に敵の侵入を許し、華北では、わずかに清河の東（山東半島一帯）を確保するのみとなった。これ以後、軍事力は弱まり、辺境の不安が広がり、敵の騎兵が毎日侵入してくるようになり、牧畜も農業も毎年略奪にさらされ、小規模の侵犯のときには、官吏や農民が拉致され、大規模の時には郡・県の長官までもが捕虜となつて、緊急動員の檄文が続々と発せられて、青・徐・兗・冀各州は、すっかりあはててしまった。

北魏側には、木末（拓跋嗣・明元帝）以来、すぐれた人材や知恵袋がいて、兵略・戦術に熟達しており、将校も勇猛なため、中原を征服し、蛮族の雄としての氣概をもつことができた。狸伐（拓跋燾・太武帝）が位をつぐに至つて、

いよいよその威力を誇示し、その武力制覇の意図は、前代を凌駕し、冒頓单于^⑧や檀石槐^⑨といえども及びえないほどの勇猛である。ついに西は北涼を併呑し（四三九）、東は北燕をほろぼし（四三六）、蛮族の支配地を統一し、万里にわたる領域をもつ。その領域は、魏・晋にこそ及ばないけれども、漢族と蛮族とで、軍勢は二倍をほこる。

（元嘉二十七年）北魏は、ついに、騎兵百万をつらね、南進して神州たる中華（江南）をうかがい、長江の北岸まで攻め寄せ、都の建康は恐慌におちいった。天子（文帝）は、内に人心を落ち着かせ、外に侵略者を防ぎ、力役を動員しつつし、財庫の蓄えを使いきり、文字通り天下をあげて敵をうちはらったのだが、それでも力足らずであった。しばらくすると（翌年）、蛮族たちはかつてに撤退してゆき、その途中の江淮地方を略奪しつつし、多くの民衆は身の置き所もない事態となったが、不平を訴える所さえなかった。強い者は殺され、弱い者は捕虜となつて、江淮から清河・濟水方面（山東省と河北省の一部）にかけての数十万の住民で、湿地帯に避難して助かったのは百分の一に満たない。村々は荒れ果て、鶏や犬も姿を消した。時は晩春、桑や麦が成長して、生き残った人々がかえつてきて、号泣した。その悲哀たるや、成長したひなとわかる桓山の鳥の悲しみ^⑩以上のものがある。六州（南兗・徐・兗・豫・青・冀）は廢墟となり、つる草や廢屋さえなく、産卵のため飛来したツバメも巢を作る場所がなく、一つの枝に十数個もつらね、春の雨がちよつとふつただけで、あとからこしらえた巢は傾くという状況である。三国・呉のように滅亡したわけではないが、この荒廢ぶりは変わりがないのであつて、敗戦もここまできると大変なものである。文帝はこの惨禍にそれほど懲りることなく、また外征を興し、敵の堅固な城塞にはばまれ、黄河のほとりで敗戦した^⑪。これで、わが方は二度敗北し、敵は三度勝利したことになる^⑫。

これ以後、貿易を通じ、和親をおさめたが、北魏による境界侵犯は、毎年つづいた。明帝が即位する時の内乱の際、

辺境の武將が北魏と結び、北魏軍を導入したので、わが四州(徐・兗・青・冀)は敵の領土となった。¹⁵⁾

劉裕は、昼すぎまで政務にはげみ、天下統一を思い、戦争をつづけて、やつとのこと勝利を得た。後継者たちは、政治の安定を達成しえず、一度目の戦争で洛陽一帯を放棄し、次の戦争で徐州方面を失い、中華の地はあれはてて雑草がおいしげってしまった。¹⁷⁾ 天運のせいだけではなく、そもそも為政者の責任なのである。いったい地勢には慣れというものがあり、戦争のやり方にも向き不向きがある。胡族は騎馬の機動力をたのみ、平原は騎兵の活躍の地である。江南は水戦が得意で、河川や湖沼は船の活躍する所である。良馬は華北の北方で産出し、よい木材は中土(江南)に育つ。¹⁹⁾ 天地が区域を分かちゆえんであろう。もし胡族が華中・華南で決勝しようというなら、必ず負ける。反対に、水軍が、華北で戦争しようというなら、勝ち目は無い。後漢の虞詡のいわゆる「走るものは飛ぶ者を追わない。」²⁰⁾とは、わが方が歩兵で相手が騎兵だからであらう。このことから勝負を推しはかれば、ほとんど一言で片付けられよう。

劉宋の対北魏(索虜)政策を通観し、とくに、北伐政策に固執しつづけた文帝の政策の誤りを指摘して、そもそも騎馬戦に適した平原地帯の北魏と、水上戦に適した水郷地帯の劉宋とは、併存すべきものであつて、たがいに併呑しようとするのは、まったく無意味なことであるという結論が提示されている。この論については、はやく岡崎文夫氏が注目し、「この議論は支那の伝統的な考えとは非常に異なるものである。北支那は従来中原と称せられ、天下の中心であるとせられたのに、沈約に至つては、明かに之を索虜の土地と認めている。之は南北の対立の充分に熟した梁初の当時にあつて、南朝人の一般の考え方であらうが、併し伝統的な精神から云えば恐らく非難を蒙るべきであらう。」と指摘した。文中の「梁初」は「南斉」と改められるべきだが、慧眼というべきであらう。²¹⁾

注

(1) 『漢書』卷九四下匈奴伝贊の、「久矣夷狄之為患也。」をふまえる。

(2) 『漢書』卷九四下匈奴伝下。

莽將嚴尤諫曰、「臣聞匈奴為害、所從來久矣。未聞上世有必征之者也。後世三家周・秦・漢征之、然皆未有得上策者也。周得中策、漢得下策、秦無策焉。」

(3) 『晉書』卷九七北狄・匈奴伝。

建安中、魏武帝始分其衆為五部、部立其中貴者為帥、選漢人為司馬以監督之。

(4) 義熙十二年（四一六）から翌年にかけての後秦（姚氏）討伐の時のことである。本卷索虜伝に、

（義熙）十三年、高祖西伐長安、嗣先娶姚興女、乃遣十万騎屯結河北以救之、大為高祖所破。事在朱超石等伝。於是遣使求和、自是使命歲通。

という。

(5) 索虜伝。

高祖遣殿中將軍沈範・索季孫報使、反命已至河、未濟、嗣聞高祖崩聞、追執範等、絶和親。

(6) 原文「牢滑」は、虎牢・滑台、「伊瀧」は、伊水・瀧水であり、洛陽を中心とする河南地方をいう。卷四少帝紀に、

（永初三年）十二月庚戌、魏軍克滑台。明年春正月己亥朔、大赦、改元為景平元年。：虜將達奚斤破金墪、進困虎牢。

北大文学部紀要

：癸卯、河南郡失守。：（三月）乙丑、虜騎寇高平。初虜自河北之敗、請修和親、及聞高祖崩、因復侵擾、河洛之地騷然矣。：（四月）乙未、魏軍克虎牢、執司州刺史毛德祖以歸。

とある。

(7) 元嘉七年（四三〇）から翌年にかけての対北魏戦争。卷五文帝紀に、

（七年）三月戊子、遣右將軍到彦之北伐、水軍入河。：（七月）戊戌、索虜滑台戍棄城走。：（十月）戊寅、金墪城為索虜所陷。十一月癸未、虎牢城復為索虜所陷。壬辰、遣征南大將軍檀道濟北討、右將軍到彦之自滑台奔退。：（八年二月）辛酉、滑台為索虜所陷。癸酉、征南大將軍檀道濟引軍還。丁丑、青州刺史蕭思話棄城走。

とあるように、暫時洛陽を回復したものの、すぐに奪回された。

(8) 『漢書』卷九四上匈奴伝上。

自淳維以至頭曼千有余歲、時大時小、別散分離、尚矣。其世伝不可得而次。然至冒頓而匈奴最強大、尽服從北夷、而南與諸夏為敵國、其世姓官号可得而記云。

(9) 『魏志』卷三〇鮮卑伝注所引『魏書』。

檀石槐既立、乃為庭於高柳北三百余里、彈汗山、噉仇水上、東西部大人皆歸焉。兵馬甚盛、南鈔漠邊、北拒丁令、東卻夫余、西擊烏孫、尽拋匈奴故地、東西万二千里、南北七千

沈約『宋書』の史論（四）

余里、網羅山川・水澤・塩池甚広。

時期は、後漢末の桓帝・靈帝の頃である。

- (10) 原文「喋喋黔首、踴高天、踏厚地」は、張衡「東京賦」（『文選』卷三）の「喋喋黔首、豈徒踴高天踏厚地而已哉。」をふまえる。「喋喋黔首」は、卷三武帝紀「史臣曰」の条（『沈約』宋書』の史論（一））、「文経論叢」二七—三、一九九—二一五〇頁注（一）にも引かれ、弱々しい、おそれおのくのくの意味だが、ここでは、「喋喋」となっていて、「形容衆多」（『漢語大詞典』卷三、四〇七頁）の意味である。

- (11) 『孔子家語』顔回。

回聞、桓山之鳥、生四子焉、羽翼既成、将分于四海、其母悲鳴而送之。哀声有似于此、謂其往而不返也。

- (12) 元嘉二十九年の対北魏戦争。卷五文帝紀元嘉二十九年の条に、六月己酉、…撫軍將軍蕭思話率衆北伐。…八月丁卯、蕭思話攻碣磧、不拔、退還。

とあり、北伐軍はすぐに撃退されている。

- (13) 北魏の「三勝」とは、元嘉七—八年、二七—二八年、二九—年。劉宋の「再敗」とは、七—八年と二九—年で、二七—二八年は北魏の一方的勝利のため、「敗」で足りないということか。

六五、卷九六鮮卑吐谷渾伝「史臣曰」の条

吐谷渾逐草依泉、擅强塞表、毛衣肉食、取資佃畜、而錦組繒紵、見珍殊俗、徒以商譯往來、故禮同北面。自昔哲

- (14) 五三、卷八八「史臣曰」の条を参照。

- (15) 『書経』無逸。

自朝至于日中昃、不遑暇食、用咸和万民。

- (16) 『魏志』卷二一傳綬伝。

自建安以来、至于青龍、神武撥乱、肇基皇祚、掃除凶逆、

芟夷遺寇、旌旗卷舒、日不暇給。

- (17) 『詩経』小雅、節南山之什、小弁。

踞蹠周道、鞠為茂草。

- (18) 『春秋左氏伝』昭公四年。

冀之北土、馬之所生。

- (19) 『墨子』公輸。

荊有長松・文梓・楸・檟・豫章、宋無長木。

- (20) 『後漢書』列伝七七西羌伝。

（虞）詡曰、「兵法弱不攻強、走不逐飛、自然之勢也。今虜

皆馬騎、日行数百、来如風雨、去如絶弦、以步追之、勢不

相及、所以曠而無功也。…」

- (21) 「梁の沈約と宋書」（前掲）一四—一五頁。なお、本史論については、拙稿「沈約『宋書』の華夷意識」（前掲）で詳しく考察したので、併せて参照されたい。

王、雖存柔遠、要荒回隔、禮文弗被、大不過子、義著春秋。晉宋垂典、不修古則、遂爵班上等、秩擬台光。辮髮稱賀、非尚簪冕、言語不通、寧敷衰職。雖復苞篋歲臻、事惟賈道、金匱耗、非用斯急、送迎煩擾、獲不如亡。若令肅慎年朝、越裳歲饗、固不容以異見書、取高前策。聖人謂之荒服、此言蓋有以也。

吐谷渾は、牧草をもとめ水源を確保しつつ、塞外で強大をほこり、毛皮を着、肉を食べ、牧畜をなりわいとしているが、錦の織物やかとりぎぬは、異国で珍重される(絹貿易にもたずさわっている^①)。その商人と通訳がわが国に往来しているという、ただその理由だけで、わが臣下の列に加わっている。昔から哲王は遠方の懷柔を心がけていたが、要服・荒服の地は五服の中でもはるかに遠方であつて、礼制等の文化も及んでおらず、大国であつても、せいぜい子爵にとどめておいたことは、『春秋』にも明らかである。^② 晋・宋の場合は、古制によらず、ついに上等の爵位・宰相の秩を与えた。^③ 彼らは辮髪でお祝いを言上しにくるのだから、かんむりやこうがいなどありがたいと思わないし、言語も通じないのだから、宰相クラスの官など与えるには及ばない。なるほど献上品は毎年送られてくるが、それは商売の便法に過ぎないし、高級もうせんなど必需品でもないのに、送迎に手間がかかつて、得るものよりも失うものの方が大きい。もし肅慎や越裳^④が毎年入朝してきたとしても、昔の聖王以上の偉業だとして記録されるはずもない。聖人はこれを荒服といつたが、この呼称には確かに理由があるにちがいない。

吐谷渾は、貿易を目的として頻繁に宋に遣使し、元嘉九年(四三二)には、使持節・散騎常侍・都督西秦河沙三州諸軍事・征西大將軍・西秦河二州刺史・領護羌校尉・隴西王に任ぜられる(本伝)など、最高級の官爵・軍号を受け

沈約『宋書』の史論(四)

ていた。沈約は、この吐谷渾も北魏と同様に荒服とみなすが、この場合は、服属—実質的には貿易であり服属は名目にすぎないとしても—してきている以上、官爵を与えるのはよいのだが、あまりにも高級にすぎる点を批判している。吐谷渾との交流は、得るものよりも失うものの方が大きいと、中国(劉宋)側の優越意識を鮮明にしている点、「蛮族の雄」たる北魏に対する意識とはまったく異なっており、ここでは、典型的華夷意識があらわれているといえよう。⁽⁶⁾

注

(1) 吐谷渾の貿易活動については、松田寿男「吐谷渾遣使考」

(同氏著作集四『東西文化の交流』Ⅱ、六興出版、一九八七)を参照。

(2) 楚国は、「夷狄とはいえ大国なのに、『春秋』の莊公十年(前六八四)に『荊』という州名で初出し、ついで莊公十四年に、十六年にも現れるが、いずれも『荊』と州名で呼ばれている。『春秋』の筆法としては、はなはだ卑しんだ処遇である。…ついに文公九年(前六一八) 椒が使者として魯に来聘するや、『春秋』は『楚子 椒をして来聘せしむ』と記録する。子は子爵。…当時楚と並んで夷狄のうちでは強大国の呉が、中国諸侯と交渉をもつのは、楚にくらべて百年おくれ、『春秋』成公七年(前五八四)に現れるのが最初である。…襄公二十九年に『呉子 札をして来聘せしむ』と見え、『呉子』と爵称されるが、これは『公羊伝』によると、『季子(季札)を賢とする』が故の特例にすぎない。…それが定公四年(前五〇六)

にいたると、『夷狄なれども中国を憂えた』ために、『呉子』の爵称が与えられ、…呉・楚は、当時屈指の大国であるが、小国でも赤狄の別種の潞は「善を為した」ために華夏に包容され、『潞子』と爵称されている(宣公十五年)。「日原利国」華夷觀念の変容」(『漢代思想の研究』研文出版、一九八六)一六〇—一六一頁を参照。

(3) 原文「台光」は、陸雲「歲暮賦」(『陸雲集』中華書局、一九八八)に、「憑台光之發暉兮、荷寵靈而來集。」(七頁)とみえ、同「祖考頌」にも、「袞衣之宜、遂作上司。台光增朗、方陰載夷。」(一一六頁)とあり、『漢語大詞典』卷三に、「三台星光。亦以喻宰輔之位。」(八〇頁)と解釈する。なお、吐谷渾に対する冊封については、本伝に、

少帝景平中、阿豺遣使上表献方物。詔曰、「吐谷渾阿豺介在遐表、慕義可嘉、宜有寵任。今酬其来款、可督塞表諸軍事。安西將軍・沙州刺史・澆河公。」未及拜受、太祖元嘉三年、又詔加除命。未至而阿豺死、弟慕璜立。…七年、詔曰「吐

谷渾慕瑣兄弟慕義、至誠可嘉、宜授策爵、以甄忠款。可督塞表諸軍事・征西將軍・沙州刺史・隴西公。」

賁、使無忘職業。於是肅慎氏貢楛矢石磬、其長尺有咫。先王欲昭其令德之致遠也。……」

(5)『韓詩外傳』卷五。

とあり、元嘉九年には、爵位を「隴西公」から「隴西王」に進められ、同十六年には、慕瑣の弟慕延が「河南王」に封ぜられてゐる。坂元義種「五世紀の日本と朝鮮の國際的環境」

（『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館、一九七八）二二九頁を参照。

(4)『國語』魯語下。

仲尼曰、「……昔武王克商、通道于九夷百蠻、使各以其方賄來

成王之時、……比期三年、果有越裳氏重九詔而至、獻白雉於周公。道路悠遠、山川幽深、恐使人之未達也。故重詔而來。周公曰、「吾何以見賜也。」詎曰、「吾受命國之黃髮曰、「久矣、天之迅風疾雨也、海不波溢也、三年於茲矣。意者中國殆有聖人。蓋往朝之。」於是來也。」

(6)拙稿「沈約『宋書』の華夷意識」(前掲)を参照。

六六、卷九七夷蠻伝「史臣曰」の条

漢世西譯遐通、兼途累萬、跨頭痛之山、越繩度之險、生行死徑、身往魂歸。晉氏南移、河隴寬隔、戎夷梗路、外域天斷。若夫大秦・天竺、迥出西溟、二漢銜役、特艱斯路、而商貨所資、或出交部、汎海陵波、因風遠至。又重峻參差、氏衆非一、殊名詭號、種別類殊、山琛水寶、由茲自出、通犀翠羽之珍、蛇珠火布之異、千名萬品、並世主之所虛心、故舟舶繼路、商使交屬。太祖以南琛不至、遠命師旅、泉浦之捷、威震滄溟、未名之寶、入充府實。夫四夷孔熾、患深自古、蠻貊殊雜、種衆特繁、依深傍阻、充積畿甸、咫尺華氓、易興狡毒、略財據土、歲月滋深。自元嘉將半、寇慝彌廣、遂盤結數州、搖亂邦邑。於是命將出師、恣行誅討、自江漢以北、廬江以南、搜山盪谷、窮兵罄武、繫頸囚俘、蓋以數百萬計。至於孩年耄齒、執訊所遺、將卒申好殺之憤、干戈窮酸慘之用、雖云積怨、爲報亦甚。張奐所云「流血于野、傷和致災。」斯固仁者之言矣。

漢代、西域の通訳がはるかに往来し、何万里のかなたから、頭痛の山や、縄でわたるような難所を越え、途中で死んで、魂だけが帰ることもあった。晋王室が江南に移ると、河西回廊ははるかにへだたり、蛮族がみちをふさいで、西域との交通は天のように断絶した。大秦や天竺は、はるか西方にあつて、前漢後漢の使節もとくにこのみちにくるしみ、交易は交州ルートに依存するものがあり、海路風にのつて遠くからやつてきた。さて、彼らはけわしい地形によつてばらばらにへだてられ、さまざまな種族に分かれていて、山海の宝物をそれぞれに産出し、模様入りのサイの角・カワセミの羽・真珠・石綿の布のごとき様々の宝物は、歴代君主の心を奪い、貿易船や商人・使節が続々とやつてくる。劉宋の文帝は、南方の宝物が送られてこないのので、遠く軍隊を派遣し、象浦で林邑国に勝利し、国威を海のかなたまでふるわせ、名も知らぬ珍しい宝物が国庫を充実させた。

ところで、四方の蛮夷は非常に勢いがよく、その害は昔から深いが、蛮と獠とは、ことに雑多で、人口も多く、深山を本拠地としつつ、江南の平野部にまであふれだし、漢族のすぐ近くに住み、害をなしやすく、略奪や土地の不法占拠は、年々激しくなっている。文帝の元嘉年間の半ばごろより、その害はいよいよ広がり、ついに数州に根拠地をつくつて、漢族の町や村をおびやかした。そこで、軍隊を出動させ、無制限の殺戮を加え、長江・漢水以北、廬江以南では、山という山、谷という谷には徹底的な掃討を加え、殺害したものと捕虜にしたものとで、数百万にものぼろうか。刑事犯にも問われないような幼児や老人に至るまで、将兵たちは怒りにまかせて殺戮し、残虐の限りをつくした。積年の怨みのゆえとはいえ、報復が度をはずれていた。後漢の張奐は羌族討伐を批判して、「流血で野をけがせば、天地の和をそこない、災害をよびおこす。」といったが、まさしく仁者のことばである。

前半は、南海經由の西方諸国との交易を論じ、文帝の林邑討伐の勝利を評価する。後半は、南朝境域に居住する「蛮」による被害を論じるが、劉靜夫、孔毅両氏が指摘するように、「蛮」に対する虐殺について、批判的見解を表明している。とくに、末尾の後漢の張奐のことばの引用は、范曄『後漢書』西羌伝論を意識したものである。この西羌伝論にも、張奐のことばを引用するが、その評価は沈約と正反対で、

是何言之迂乎。羌雖外患、實深內疾、若攻之不根、是養疾疴於心腹也。

という。范曄は、夷狄を中華の地から排除して蛮漢の区別を明確にすべきだという立場から、殺戮を積極的に容認する。これに対して、沈約は、殺戮に反対する立場をとるから、必然的に蛮漢雜居も容認せざるをえなくなるはずである。卷九五索虜伝の論と同様、沈約の華夷意識の柔軟性が窺われよう。

注

(1) 『漢書』卷九六西域伝上・罽賓国伝。

成帝時、復遣使獻謝罪、漢欲遣使者報送其使、杜欽說大將軍王鳳曰、「…又歷大頭痛・小頭痛之山、赤土・身熱之阪、令人身熱無色、頭痛嘔吐、驢畜尽然。又有三池・磐石阪、道隘者尺六七寸、長者徑三十里。臨崢嶸不測之深、行者踰步相持、繩索相引、二千里乃到縣度。」

(2) 本卷林邑国伝。

(元嘉) 十二・十五・十六・十八年、頻遣貢獻、而寇盜不已、所貢亦陋薄。太祖忿其違傲、二十三年、使龍驤將軍・交州

刺史檀和之伐之、遣太尉府振武將軍宗慤受和之節度。和之遣府司馬蕭景憲為前鋒、慤仍領景憲軍副。…景憲等乃進軍向区粟城、(林邑王)陽邁遣大帥范扶龍大戌区粟、又遣水步軍徑至。景憲破其外救、尽銳攻城、五月、剋之、斬扶龍大首、獲金銀雜物不可勝計。乘勝追討、即剋林邑、陽邁父子並挺身奔逃、所獲珍異、皆是未名之寶。

(3) 原文は、「泉浦」だが、「象浦」の誤りであろう。「象浦」については、「沈約『宋書』の史論(二)」(『文経論叢』二八一三、一九九三) 七九頁注一を参照。

(4) 『宋書』卷七七沈慶之伝。

沈約『宋書』の史論（四）

元嘉十九年、雍州刺史劉道產卒、群蠻大動、征西司馬朱脩之討蠻失利、以慶之為建威將軍、率軍助脩之。脩之失律下獄、慶之專軍進討、大破緣沔諸蠻、禽生口七千人。進征湖陽、又獲万余口。…又為世祖撫軍中兵參軍。世祖以本号为雍州、隨府西上。時蠻寇大甚、水陸梗礙、世祖停大隄不得進。分軍遣慶之掩討、大破之、降者二万口。世祖至鎮、而驛道蠻反殺深式、遣慶之又討之。王玄謨領荊州、王方回領台軍並會、平定諸山、獲七万口。鄆山蠻最強盛、魯宗之屢討不能克、慶之剪定之、禽三万余口。…雍州蠻又為寇、慶之以將軍・太守復與隨王誕入沔。…慶之引軍自姑丘山出檢城、大破諸山、斬首三千級、虜生蠻二万八千余口、降蠻二万五千口、牛馬七百余頭、米粟九万余斛。…慶之前後所獲蠻、並移京邑、以為營戶。

（5）『周礼』秋官・司刺。

六七、卷九八氏胡伝「史臣曰」の条

氏藉世業之資、胡因偃起之衆、結根百頃、跨有河西、雖戎夷猾夏、自擅荒服、而財力雄富、頗尚禮文。楊氏兵精地險、境接華漢、伺隙邊關、首鼠疆場、遂西入白馬、東出黃金、乘晉壽之捷、構圍涪之霧、規吞黑水、志傾井絡、紀郢之勢方危、樊鄩之心屢駭。天子聽朝不怡、有懷辛李之將、而齊之宣皇、率偏旅數百、定命先驅、推鋒直指、勢踰風電、雲徹席卷、致屈南城、逐北追奔、全勝萬里、敵人皆裹骨輿屍、越至險而自竄、其餘皆膏身山野、委骸

壹赦曰、幼弱、再赦曰、老旄、三赦曰、蠢愚。（注）鄭司農云、幼弱老旄、若今律令年未滿八歲、八十以上、非手殺人、他皆不坐。

仁井田陞『補訂中国法制史研究 刑法』（東京大学出版会、一九八〇）二〇二頁を参照。

（6）『後漢書』列伝七七光伝論。

…而張奐盛称「戎狄一氣所生、不宜誅尽、流血汙野、傷和致妖。」

『宋書』の引用は、「汙」を「于」に誤る。

（7）劉靜夫『沈約』（『中国史学家評伝』上冊、中州古籍出版社、一九八五）二二二頁、孔毅『沈約「宋書」的民族思想』（『史学研究』一九九二）八〇、六五頁。

（8）拙稿『沈約「宋書」の華夷意識』（前掲）を参照。

川澤。既而裴劉二將、藉其威聲、故使濁水靡旗、蘭皋失嶮、氏族轉徙奔亡、遺燼不滅者若緹、梁土獲父、以迄于今。由此而言、功烈可謂盛矣。

氐（仇池国、楊氏）は、代々受け継いだ基盤により、胡（北凉国、沮渠氏）は、強力な軍団によつて、百頃（仇池）に根拠地を築き、河西（北凉）を保有し、蛮族が中華をみだし、辺境をほしいままにするなかで、財力をたくわえ、礼制文物を大事にしていた。^③ 楊氏は、兵は強く土地はけわしく、宋とも領域を接し、辺境防備の隙をうかがい、南北朝の形勢を觀望していたが、ついに宋の西方の白馬（陝西省勉県西）に侵入し、^④ さらに東の黄金山（陝西省洋県東北）に進み、^⑤ 晋寿郡（四川省广元西南）の太守を捕虜にした勢いに乗じ、涪城（四川省綿陽）包圍戦をおこし、^⑥ 黑水方面（梁州 陝西南部・四川北部）や益州（四川）の併吞をはかり、荊州・郢州・雍州（湖北省）も危険にさらされた。天子（文帝）はこの状況を悲しみ、前漢の辛慶忌や李広のような名將をなつかしんだ。そのとき、今上（南齊の武帝）の祖父である蕭承之が一部隊数百をひきいて、断乎命令を下して先驅けし、敵陣にまっすぐ突き進み、その勢いは稲妻をものぞき、雲をちらすように席卷し、南城（陝西省漢中西南）まで進軍し、逃げる敵を追つて、完勝をおさめ、^⑧ 敵軍は死者の骨をひろい死体をついで、けわしい山道をこえて逃げてゆき、そのほかは皆山川に死体をさらすこととなった。その後、裴方明・劉真道の二將が、その威勢をかりて出陣したので、楊氏は濁水城や蘭皋（いずれも仇池付近）で敗北し、氏族は逃亡して、^⑨ 殘党は息も絶え絶えとなり、梁州は安定して今に至っている。このことからいえば、その功績はさかんといふべきである。

沈約『宋書』の史論(四)

元嘉十年(四三三)楊氏は、漢中を占領し、翌年、宋の蕭思話の討伐軍の一部將であつた蕭承之らの活躍で、漢中を奪回する。しかし、十八年、楊氏は再度、四川にまで進軍してきた。宋の武將、裴方明・劉真道の部隊はこれに反撃を加え、翌年、仇池を占領する。沈約は、南朝西北辺の梁州の安全確保という観点から、この勝利の意義を特筆している。しかし、この仇池は、占領の翌年には、はやくも北魏によつて奪われており、この事実にふれることなく下された沈約の評価は、過大にすぎるといわねばならないだろう。ここには、『宋書』執筆時点の南齊王朝に対する配慮が露骨にあらわれている。^⑩

注

(1) 本巻略陽清水氏楊氏伝。

秦漢以來、世居隴右、為豪族。漢獻帝建安中、有楊騰者、為部落大帥。騰子駒、勇健多計略、始徙仇池。仇池地方百頃、因以百頃為号、四面斗絶、高平地方二十余里、羊腸蟠道、三十六回。山上豐水泉、煮土成塩。

(2) 本巻大且渠蒙遜伝。

張掖臨松盧水胡人也。：蒙遜代父領部曲、有勇略、多計數、為諸胡所推服。

(3) 北涼が礼制文物を大事にしていたことは、本伝に、

(元嘉三年、：世子興國遣使奉表、請周易及子集諸書、太祖並賜之、合四百七十五卷。蒙遜又就司徒王弘求搜神記、弘写與之。

などとみえる。

(4) 本巻略陽清水氏楊氏伝。

(元嘉十年、：時梁州刺史甄法護刑法不理、太祖遣刺史蕭思話代任。(楊)難当因思話未至、法護將下、拳兵襲梁州、破白馬、獲晉昌太守張範。

(5) 卷七八蕭思話伝。

難当焚掠漢中、引衆西還、留其輔國將軍・梁秦二州刺史趙溫守梁州、魏興太守薛健扼黃金。

この黄金山について、『南齊書』卷一高帝紀上に、次のようにみえる。

黄金山、張魯旧戍、南接漢川、北枕駝道、險固之極。

(6) 本巻略陽清水氏楊氏伝。

(元嘉十八年)十一月、難当剋葭萌、獲晉寿太守申坦、遂圍

涪城、巴西太守劉道錫嬰城固守、難当攻之十余日、不剋、乃還。

- (7) 『漢書』卷六九辛慶忌伝。同卷五四李広伝。
(8) 卷七八蕭思話伝。

(蕭思話) 遣司馬・建威將軍・南漢中太守蕭承之五百人前進、又遣西戎長史蕭汪之係之。承之緣路收合士衆、得精兵千人。
：(元嘉十年) 三月、承之率衆軍進覲峨公固。：賊悉衣犀革、戈矛所不能加、承之乃截稍長數尺、以大斧椎之、一稍輒貫十余賊。賊不能当、因大敗、燒柴奔走、退覲大桃。
『南齊書』卷一高帝紀上には、右の峨公固の戦鬪を記した後に、次のようにいう。

皇考追至南城、衆軍自後而進、連戰皆捷、梁州平。

- (9) 本卷略陽清水氏楊氏伝。

(元嘉) 十九年正月、太祖遣龍驤將軍裴方明・太子左積弩將

軍劉康祖・後軍參軍梁坦甲士三千人、又發荊雍二州兵討難当、受劉真道節度。：閏月、方明至蘭皋、難当鎮北將軍苻義德・建節將軍苻弘祖万余人列陣拒戰、方明擊破之、斬弘祖、殺二千余人、義德遁去。：於是難当將妻子奔索虜、死于虜中。

卷四七劉真道伝には、次のようにある。

難当遣其建節將軍苻弘祖・啖元等固守蘭皋、鎮北將軍苻德義於外為游軍、難当子撫軍大將軍和重兵繼其後。方明進擊、大破之於濁水、斬弘祖并三千余級。：難当席卷奔叛。方明遣康祖直趣百頃、偽丞相楊万寿等一時歸降。

- (10) 卷五文帝紀元嘉二十年二月の条。

仇池為索虜所沒。

- (11) 拙稿「沈約『宋書』の華夷意識」(前掲)を参照。

六八、卷九九二凶伝「史臣曰」の条

甚矣哉、宋氏之家難也。自赫胥以降、立號皇王、統天南面、未聞斯禍。唯荊莒二國、棄夏即戎、武靈胡服、亦背華典。戕賊之釁、事起肌膚、而因心之重、獨止此代。難興天屬、穢流牀第、愛敬之道、頓滅一時、生民得無左衽、亦爲幸矣。

沈約『宋書』の史論(四)

劉宋皇室のお家騒動は、まったくひどいものである。上古の帝王である赫胥氏⁽¹⁾以降、皇帝や王となって天下を統治した者で、このような災難があったことを聞かない。ただ、春秋の荊(楚)と莒^{きよ}と二国は、華夏の礼を棄てて野蛮人の行為にはしり、戦国・趙の武靈王も胡人の服を着用して、華夏の礼則に背いた。⁽²⁾身内の者に殺害されるとはいつても、親愛⁽³⁾の度合いからいつて、劉宋の場合がもっとも重大である。災難が身内に起こり、みにくい争いが後宮から発生し、父子の間の愛敬の道が、⁽⁵⁾またたくまに滅び去った。(このようなことをして)人民が野蛮人の習俗にならうことがなかっただけでも、幸いなのである。

皇太子劉劭と始興王劉濬兄弟による文帝殺害事件(四五三)⁽⁶⁾に対する論評。中華の君主がかかる災難にあうのは前代未聞であるだけでなく、この事件がその後の皇族内紛激化を呼び起こしたという意味でも、この事件の重大性は、筆舌につくしがたいものがある。さらに、沈約の父沈璞もこの事件にまきこまれて非業の最期をとげたのであり、沈約のこの事件に対する感情には、特別のものがあつたにちがいない。

注

(1) 卷二七符瑞志上。

赫胥・燧人之前、無聞焉。

(2) 春秋の楚の成王が大子商臣に殺されたことと、戦国・趙の武靈王の事件については、『沈約『宋書』の史論(二三)』(前掲)

二五頁注二を参照。莒については、『春秋左氏伝』文公十八年

にみえる。

紀公生大子僕、又生季陀、愛季陀、而黜僕、且多行無礼於國。僕因國人以弑紀公。

(3) 原文「因心」は、『詩經』大雅、文王之什、皇矣にみえる。維此王季、因心則友。

(4) 後宮とは、潘淑妃。「沈約『宋書』の史論(二)」(前掲)二

五二頁を参照。

(5) 『孝経』天子章。

愛敬尽於事親、然後德教加於百姓、刑於四海。

(6) 安田二郎「元嘉時代史への一つの試み」(『名古屋大学東洋史研究報告』二、一九七三)を参照。

(7) 吉川忠夫「沈約の伝記と生活」(前掲『六朝精神史研究』所収)二〇五～二〇六頁。

※前稿の補遺

二六、卷六〇范泰・王准之・王韶之・荀伯子伝「史臣曰」の条
〔二頁〕

「有礼有法、前諛以之垂美。」は、『書経』皋陶諛に、

天秩有礼、自我五礼有庸哉。…天討有罪、五刑五用哉。

とあるのをふまえる。したがって、訳も「前代の教えは礼と法とによって、規範を後世に残した。」と改める。この点については、池田温氏よりご教示を頂いた。